「安全・改革・貢献」―安全を第一に、改革をおこたらず、社会に貢献する―

NOV

2020

令和 2 年 9 月 15 日発行(毎月 1 回 15 日発行)(通巻 681 号) No. 681



# >> CONTENTS

- 特集 活躍する若手ドライバー
- ○大ト協、辻会長の続投を正式決定
- 一般社団法人 大阪府トラック協会 新役員名簿
- 読売テレビから取材を受ける
- 会員事業者にマスクを配布
- トラ坊のご存知ですか 雇用調整助成金の特例措置等が延長になりました
- ○その他

# 》今月のお知らせ

- ◎ 令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」について
- ◎ 中小規模「貨物運送事業者」限定 NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナーのご案内
- ◎ 国土交通省認定 NASVAリスク管理(基礎)セミナーのご案内
- ◎ 国土交通省認定「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」のご案内
- ◎ その他

# 〉〉今月の挟み込み

- ◇ 安全実践目標
- ◇ 令和2年度「整備管理者」選任後研修の開催について
- ◇ 令和2年度「60分でわかるトラック重大事故対策」セミナーの開催について
- ◇ 令和2年度トレーラーの適正な使用等に係る研修会の開催について
- ◇ 令和2年度 健康起因事故防止セミナー ~過労死等の根絶を目指して~の開催について(ご案内)
- ◇「標準的な運賃」の普及・活用セミナーの開催のお知らせ
- ◇「安全管理者選任時研修」開催のご案内(再掲載)
- ◇「腰痛予防セミナー」開催のご案内(再掲載)
- ◇「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について(ご案内)
- ◇ 荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内
- ◇「コロナに負けないメンタルヘルスセミナー」開催のご案内
- ◇ 中央道 リニューアル工事

- ◇ 阪神高速環状線 終日通行止め



岡本龍哉さん

一般社団法人 大阪府トラック協会 OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

# トラック広報

令和2年9月号 通巻681号

# **9** SEP. 月号

# ▼ 一般社団法人 大阪府トラック協会

	>>>>>
◎ 特集 活躍する若手ドライバー 第4回	1
◎ 臨時総会を開催し新役員を決定	5
◎ 一般社団法人 大阪府トラック協会 新役員名簿	6
◎ 読売テレビから取材を受ける	8
<ul><li>◎ 会員事業者にマスクを配布 ····································</li></ul>	8
○ 令和 2 年度 60 分でわかるトラック重大事故対策出前セミナーを開催 …	9
○ 令和 2 年度「追突事故防止マニュアル」活用セミナーを開催 …	9
○「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」・	
「積卸し作業指揮者」安全教育講習会を開催	10
○ 令和 2 年度 第 1 回 運行管理者試験問題と解答 (貨物)…	11
◎ トラ坊のご存知ですか	
雇用調整助成金の特例措置等が延長になりました	19
○ 9月2日 臨時総会 辻会長挨拶	20

# お知らせ

・令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」について …	22
・血圧計導入助成事業受付終了のお知らせ	23
・中小規模「貨物運送事業者」限定	
NASVA 運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナーのご案内 …	24
・国土交通省認定 NASVA リスク管理(基礎)セミナーのご案内…	26
・国土交通省認定「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)]のご案内 …	28
・適性診断専用機器(ナスバネット方式)を導入してみませんか?…	30
・緊急 Stop! 交通労災による死亡事故を防止しよう!	32
・大ト協 移動健康相談がはじまりました 定期健康診断	
正しく受診し、無駄な再検査・精密検査をなくしましょう! …	34
・不正軽油は犯罪です	38
・トラックの日 ポスター	41
・積み過ぎ禁止! Stop! ルール厳守で道路を守ろう!!	42
・令和2年度 トラック広報連載企画	
「活躍する若手トラックドライバー」取材協力のお願い …	45
◆近畿共済のページ······	35
◆大貨健保のページ······	36
◆大貨特退共のページ	37
◇近畿地区軽油価格調査集計表(7月分)	39
◇軽油「元売別」購入価格表(7月度)	39
◇府下営業用トラック増・減車状況(最近3ヵ月)	39
◇NASVAだより······	40
◇お悔やみ申し上げます	40
♦ Let's Try Cooking 1. 2. 3	
[なめ茸入り卵焼き・揚げ出し豆腐 なめ茸あんかけ]	44
◇9月の安全運転実践目標(挟み込み)	
<b>事業用貨物白動車の交通事故発生状況</b>	

# 近畿トラック協会からのお知らせ

# 国土交通省よりトラック運送業に係る「標準的な運賃」の告示がなされました。

(一社)近畿トラック協会から近畿6府県トラック協会(大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山)の会員事業者の皆さまに、「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出に向けて」と題した冊子ならびに解説用DVD(8月19日に開催した「標準的な運賃」に係る説明会の模様を編集)を10月中にご送付させていただく予定となっておりますので、お知らせいたします。



# 活躍する

第4回

# 若手ドライバー



間本 龍哉 さん 日隆産業 株式会社 (北大阪支部)



深刻な新型コロナウイルスの感染拡大の第二波に見舞われる中、今年の夏はコロナ禍でいつもと違う夏になりましたが、全国各地で猛暑日を記録するなど、暑さもとても厳しい夏になりました。今回はそんな暑さにも負けず、先輩方の優しく丁寧な指導の下、日々成長しながら太陽のような笑顔でご活躍されている日隆産業株式会社の若手ドライバーの岡本龍哉さん(23歳)に密着取材を行ないました。

# **COMPANY PROFILE** -

# 日隆産業株式会社(北大阪支部)

創 業:1987年2月 代表者名:谷 康司

従業員数:社員98名 アルバイト48名

車両台数:64台 輸送地域:近畿圏 運んでいる物:食料品

特 色:器用でパーソナリティな人材を有し受け皿の大きい企業



### Q:年齢は?

A:23歳になります。

### Q:ドライバー歴は何年ですか?

A:15歳の頃に倉庫業務で入社 して、トラックに乗り始めたのは 21歳ぐらいの頃で、ドライバー 歴は約2年目になります。

### Q:お持ちの免許は?

A:普通免許です。今後は準中型の取得を目指してステップアップして



いきたいと思っています。

### Q:免許はいつ取得されましたか?

A:数年前に免許制度が変わってから取りました。

# Q:以前はどのようなお仕事をされて いましたか?

A:飲食店でアルバイトをしていました。

## Q:ドライバーになろうと思われた きっかけは?

A:父がドライバーでこちらに勤めて いたのがきっかけです。

# Q:トラックドライバーになる前はど のような印象・イメージをお持ち でしたか?

A:見ていて簡単な仕事だと思っていました。実際働いてみると思っていたよりも難しかったです。

大型トラックはもっと大変かなと

思いますね。

### Q:会社からの指導や教育は?

A:細かく指導を受けて、ちょっとずつ 覚えていきました。

## Q:独り立ちしてどれくらいで慣れま したか?

A:一人で配送に行き始めて、道や 配送するお店、回る順番、荷卸し の仕方や、「この道使ったらいい よ」っていうのを詳しく教えても らっていろいろ覚えたりしながら 約半年ぐらいで慣れました。

### Q:ドライバーになってみた感想は?

A:慣れてくると楽しいなと思いました。

# Q:初めてトラックを運転した時の感想は?

A:ものすごく緊張しました。業務が 終了した時は無事に終えることが できて安心しました。

Q:普段どのようなトラックを運転されていますか?

A:1トン冷凍車です。

Q:普段主にどのような物を運ばれて いますか?

A:食料品がメインです。

Q:主にどういう場所に配送されていますか?

A:僕の場合は茨木市内が中心になります。

Q:就寝時間と起床時間は?

A:22時ぐらいに寝て朝は5時に 起きます。

Q:通勤時間はどのくらいですか?

A:車通勤で通勤時間は、朝は道が空いているので30分くらいです。

Q:お休みは何曜日ですか?

A:日曜日が休みです。日曜と祝日が 並ぶ時は祝日もお休みの時もあり ます。

Q:新人研修の期間はどのくらいでしたか?

A:1ヶ月間、主任に面倒見て頂いて、 そこから後は「一人で頑張ってみ るか」ってことで独り立ちしました。

Q:運行管理者の資格はお持ちですか?

A:僕はまだ持っていないのですが、 将来的には取ってみたいとは思っています。試験は難しいようで、今 目指している先輩方も苦戦しているようで不安ですが頑張ろうと思います。

Q:仕事でしてしまったミスで印象に 残っていることは?

A:配送した際にお届けする店舗が 間違えてしまったことがあり、後から箱の中身を見たら違っていたということがありました。その時から、「きっちりと確認しないといけない、初心を忘れてはいけない」という反省の気持ちで日々取り組むようになり、その後は同じミスをしないように心がけています。

Q:事故をしてしまったことはありま すか?

A:車をこすったことや軽微なものも 含めて事故はないです。

Q:仕事のやりがいや嬉しかったことは? A:一日のスケジュールを頭の中に入 れて動いていますが、自分の立て ていた計画通りに終えた時にやり がいを感じ、1日の仕事が無事に 終わった瞬間は嬉しいです。

Q:仕事で辛かったことは?

A:自分の考えと一緒に仕事をしている人の考えが合わなかった時は 辛かったです。

Q:上司に掛けられた言葉で印象に 残っている言葉はありますか?

A:仕事のミスをして落ち込んでいた時に先輩から「仕事のミスをしても改善できるように頑張っていけば直っていく。ミスは誰でもするから。」と励ましてもらったことです。

Q:入社時と比べて現在の心境の変化は?

A:業務について物事を何でもしっか り考えて取り組めるようになりま した。

倉庫だったら全体を見て何をしたら良いか考えたり、ドライバーもそうですけど、それが自分の中でできるようになったので毎年成長していけているかなと思います。

岡本 さんの

### 日常業務のとある1日







● 6:00 出社 乗務前点呼・アルコールチェック

• 6:30 積み込み

• 7:00 出発

茨木市内のスーパーなどへの配送

12:00 帰社 乗務後点呼・アルコールチェック

● 13:00 倉庫業務

● 16:00 終業















### Q:会社の良い所は?

A:チームワークの良さはもちろんで すけど、分からないことがあった ら先輩方が丁寧に教えてくれると ころです。

Q:会社の福利厚生についてどうで すか?

A: 忘年会のような機会はあります。

Q:会社への不満や改善してほしいことはありますか?

A:特にないですね。倉庫業務からドライバーになってから給料も変わりましたが、給料にも満足しています。

#### O:上司(先輩)へ一言どうぞ

A:いろいろミスをしてご迷惑をおか けしますがこれからもよろしくお 願いします。

### Q:今後の目標は?

A: 少しずつ大きいトラックに乗って

いけるよう、ステップアップしてい きたいと思います。



# 将来ドライバーを目指される方へのメッセージ

はじめまして。茨木定温センターのドライバーをしている岡本龍哉です。 初めは仕事の不安や人間関係の不安があるかと思いますが、茨木定温センターでは先輩方や僕もコミュニケーションをとって仕事をしている環境なのですぐ慣れると思いますし、楽しく仕事ができると思います。分からないことや気になったことは何でも聞いてください。ぜひお待ちしています!よろしくお願いします!









ちょっと

趣味はマイカーを カッコ良くカスタム することです♪

# プライペートについて教えてくだい

### Q:家族構成は?

A:7人家族で、両親と5人兄弟で暮らしています。僕が長男、一番下が11歳で小学校5年の弟です。真ん中の3人は女の子(妹)です。

#### Q:大阪出身ですか?

A:大阪生まれの大阪育ちです。

### Q:ご結婚はされていますか?

A:結婚はまだで、彼女も今募集中です。優し い人がタイプです。

### Q:趣味は?

A:自分の車のカスタムです。休みの日はドライブに行ったりもしています。 遠い所では六甲に行ったり、近くだと生駒など、基本的に山に行くのが好きです。

### Q:休日の過ごし方は?

A:休みの日は家でゴロゴロしていることも多いです。

Q:好きな食べ物は?

### A:焼肉が好きです。

### Q:ペットは飼っていますか?

A:ペットは飼ってないですが、兄弟がたくさんいるので家族はにぎやかです(笑)

#### Q:学生時代の部活動は?

A:中学生の頃はサッカーをしていて、ディフェンダーでした。

#### Q:子供の頃の夢は何でしたか?

A:中学校に入るまでボクシングをやっていたので、小学校の頃はプロボクサーの世界チャンピオンになりたかったです。

### Q:今一番ほしいものや最近買った高いもの は?

A:最近はないですが、車のカスタムにはお 金をかけています(笑)

#### Q:今行ってみたい場所は?

A:けっこう近場になりますが、あまり行ったことがない愛知県とか岐阜県あたりに行っ



てみたいです。

#### Q:よく聞いている音楽は?

A:最近はずっと安室ちゃん(安室奈美恵)をよく聞いています。

Q: 爽やかで男前ですが、トラガールの特集の時もこの機関紙を見たテレビ局とかから問い合わせがありましたが、トラボーイとして取材のお声がかかることがあるかもしれませんがで連絡させていただいていいですか?

A:そんなことないですけど、その時はご連絡 いただければ(笑)

# 『相利士生 | 輸送業界の「調和」を保つことで、安定したサービスの提供を追求します。

Q:社長の経営方針についてお聞かせくだ さい

安全、迅速、丁寧をモットーに、真心輸送で公共に寄与しています。

#### Q:地域社会への貢献について

一般的でございますが、本社、各営業所に ての清掃活動と各団体にて奉仕活動を実施 しています。



Q:今後人材確保で力を入れて取り組んでいきたいことは?

多極化、グローバル化により均一化し難い 保管、輸送、据付等を目指し長期的に従事し業 務を身に付け、新しい業務に挑戦が可能な人 材を確保していきたいと考えています。

# Q:今後何か新しい取り組みを考えておられますか?

人材育成に於いて現場を重視し、新たな カリキュラムを組み多方面にて教育の機会 を作ることを考えています。



谷 康司 代表取締役社長



## **今年度のスローガン** 【積小為大(せきしょういだい)】

農政家・思想家の二宮尊徳(金次郎) の言葉です。「小さな努力の積み重ね が、やがて大きな収穫や発展に結びつ く。小事をおろそかにしていて、大事 をなすことはできない。」ということです。

# 上司へのインタビュー

- O:社内の若手ドライバーの人数は?
- A: 当センターでは30歳以下は岡本だけです。
- Q:若手ドライバーの採用で苦労されていることは?
- A:この業界は3Kというイメージが持たれていてなかなか人が来てくれないことですね。
- Q:若手ドライバーの採用で取り組んでいることや今後取り組みたい ことは?
- A:最近の若い子は私たちの世代と考え方や価値観が異なるので指 導に関しては苦労していますが、基本的なことから教えるようにしています。
- Q:会社として事故防止への取り組みについて
- A:一般的な安全講習は2ヶ月に1回必ずやっており、KYTは毎月やっています。今日見て頂いたように点呼の際には社内標語の唱和をするようにしています。後は、事故につながらないよう、ドライバーの健康管理については徹底しております。今でしたらコロナの影響もありますけど年配のドライバーもいますので体温や血圧を計って把握したり、法的に決められていることですけど点呼の時も必ず健康状態の確認をしっかり行なっています。
- Q:コロナ対策はどのようなことをされていますか?
- A:納品の時は特にマスク着用をしっかりさせ、またドライバーには毎日、次亜塩素酸水を持たせています。事務所内にビニールパテを設置したり、換気扇を回したり、窓を少しだけ開けておいたりだとか、どれだけ効果があるか分からないですけど、ただやるべきことはしっかりやっておこうねということは従業員に言っています。
- Q:新人教育の内容について
- A:営業所ごとで実施しています。先輩ドライバーに同行して運転や

- 納品など基本的なことから教育 しています。作業以外の面では 私自身も細かいところまで指導 しています。
- Q:入社してから今までの岡本さん の成長について
- A:成長してきていると思います。基本的に彼は真面目な子ですね。 ただまだ若いのでたまに遅刻したりとかそういうことはあります



茨木定温センター センター長 高木真人 さん

- Q:今後の岡本さんに期待することは?
- A:準中型免許か中型免許を取ってもらうっていうのが一番ですか ね。
  - 早く取れ早く取れって言っています(笑)
- Q:会社に不満はないとのことですが
- A:彼の場合年齢的には若いですけど、長いこと勤めてもらっている というのもあるので給与に関しても一人前には出しています。
- Q:岡本さんの良いところと、ここはもっと頑張ってほしいというところは?
- A:良いところは基本的に言われたことはきっちりとこなすところですね。 頑張ってほしいところは、休憩について、連続運転にはなっていな いのですけども、休憩の取り方について休憩をきっちりとるように 毎回うるさく注意しています。
- Q:岡本さんへのメッセージをお願いします
- A:早く準中型・中型・大型免許を取ってくれって言いたいですね(笑) 他のドライバーにも日頃から、「これからは君達の時代やで」とい うことをよく言っています。「これからは自分らで作っていかないと いけない」とよく言っていますが、これから岡本たち若い世代がど んどん活躍してくれることを期待しています。

# 【編集室から

とてもお若いながらも、てきぱきと業務をこなされている岡本さんは、愛車をカッコ良くカスタムするのが趣味とのことでしたが、岡本さん自身もカッコ良さや笑顔がとても印象的な若手トラックドライバーさんでした。日隆産業㈱さんでは先輩方が優しく丁寧に指導されているということで、岡本さんも現在小型車を担当されています。今後、準中型・中型・大型免許の取得のステップアップを目指されているとのことですが、今後トラックドライバーを目指される方で最初から大きなトラックに乗るのが不安という方も、先輩方からのしっかりしたサポートの元、そういったステップアップも可能な業界であることの参考になればと思います。

これからもステップアップされ、今後も更なるご活躍をされていく岡本さんに期待しています。日隆産業㈱の皆様、お忙しいところ取材にご協力いただきありがとうございました。

# 臨時総会を開催し新役員を決定



大阪府トラック協会は、9月2日、臨時総会を開き役員改選を行 ない、その後の理事会で役付理事を決定した。辻 卓史氏 (鴻池 運輸)が会長を続投する。井上泰旭氏(梅田運輸倉庫)が副会長 を退任し、7副会長は留任した。

任期満了に伴う役員改選を6月の定時総会で行なうこととしてい たが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で先送りとなっていた。





卓史氏

辻





中川才助氏



博文氏



毅氏 中原



新田朝世氏



松井剛士氏







池辺祐一氏



〈河北支部〉 石原 修氏



〈中央支部〉 平井信一氏



〈西支部〉 八木 健氏



〈浪速南支部〉 坂本龍次氏



〈大正支部〉 麦踏勝吉氏



〈第六支部〉 古谷裕子氏



〈北大阪支部〉 中野由彦氏



〈東北支部〉 尾崎唯彦氏



〈南大阪支部〉 坂中良郎氏



〈東大阪支部〉 福塚正昭氏



〈泉州支部〉 高山久男氏



〈港支部〉 藤井武治氏





〈浪速南支部〉 菅原茂雄氏



〈中央支部〉 上村 晋氏



〈員外〉 阪部光雄氏



滝口敬介氏







齊藤一之氏



植芝俊明氏

# 一般社団法人 大阪府トラック協会 新役員名簿

(敬称略)

# 会 長

▽辻 卓史(鴻池運輸㈱=第六)

# 副 会 長

▽中川才助 (中川運送㈱ = 第六) ▽重 博文 (富 士通運輸興業㈱ = 東大阪) ▽中原 毅 (㈱中原 運輸 = 東北) ▽新田朝世 (新田運送㈱ = 東大阪) ▽松井剛士 (センコー㈱ = 西) ▽小田原武 (侑) 木下運送店 = 西) ▽池辺祐一 (池辺運送㈱ = 泉州)

## 常任理事

▽石原 修 (株)つばめ急便 = 河北)▽長澤年夫 (共同運輸倉庫(株) = 河北)▽吉田正則 (吉田 運送(株) = 河北)▽平井信一(双葉運送(株) = 中央)
▽ 陽田耕作(富士興業(有) = 中央)▽小西幸治(株) 公益社 = 中央)▽八木 健 (八木運送(株) = 西)
▽ 坂本龍次 (やまと運輸(株) = 浪速南)▽齋藤 憲司 (株)南和 = 浪速南)▽麦踏勝吉 (株)丸麦運輸 = 大正)▽菅野耕一 (株)カンキウ物流 = 大正)▽古谷裕子 (北港運輸(株) = 第六)
▽福島 博 (株)福島運送 = 第六)▽中野由彦(中野運送(株) = 北大阪)▽池田 誠 (日本通運(株) = 北大阪)▽尾崎唯彦(日之出運送(株) = 東北)

▽中谷展朗(中谷運送㈱=東北)▽坂中良郎 (エスエーロジテム㈱=南大阪)▽田中秀和 (㈱恵和テック=南大阪)▽福塚正昭(福塚 運送㈱=東大阪)▽市川保一(市川運送㈱= 東大阪)、▽川井一巨(㈱山中運輸=東大阪) ▽高山久男(高山運輸㈱=泉州)▽小山 均 (小山運送㈱=泉州)▽藤井武治(㈱藤井商 会=港)

# 理 事

明石光弘(明石運送㈱=河北)▽満仲幸一(大阪特殊運輸㈱=河北)▽藤岡潤也(藤岡運送㈱=河北)▽坂本茂治(茨木小型運送㈱=河北)▽新田利秀(共和運輸㈱=河北)▽稲野慶彦(稲野運輸㈱=河北)▽田中 透(㈱田中運送店=河北)▽小澤 茂(菅原運輸倉庫㈱=河北)▽型田成彦(東大運輸㈱=河北)▽池田喜八郎(八光通商㈱=中央)▽石井 肇(大日運輸㈱=中央)▽街下卓士(㈱北浜システム運輸=中央)▽大畑可奈子(㈱阿波彌運送部=西)▽木村貴広(木村運輸㈱=西)▽武本琢也(京町堀運輸倉庫㈱=西)▽藤本 誠(西濃運輸㈱=浪速南)▽手辺哲郎(福山通運㈱=浪速

南)▽土井正博(㈱リクサス=浪速南)▽水野 豊(福原運輸㈱=浪速南)▽松尾美香(㈱リ サイクル松栄=大正)▽金城行彦(㈱新陸運 輸=大正)▽吉田寛司(㈱大榮=第六)▽馬瀬 光一(豊商運送㈱=第六)▽坂田喜信(岸本 運送㈱=北大阪)▽中村修二(カネテ組運送 (株)=北大阪) ▽谷 康司(日隆産業株)=北大 阪)▽川島雅之(川島運輸㈱=北大阪)▽田中 慶一(タナカ物流㈱=北大阪)▽北岡伸夫(だ るま運輸㈱=東北)▽中島仁志(ワールド運 輸㈱=東北)▽吉村慎吾(シティーライナー エクスプレス(株)=東北) ▽近藤 孝 (ホイテ クノ物流㈱=東北)▽井上 算(井上運輸倉 庫㈱=東北)▽谷 昇生(谷正運輸㈱=東北) ▽藤原輝男 (㈱栄幸運送店=東北) ▽松元信昭 (㈱松元サービス=東北) ▽三島正夫 (㈱セ イワ運輸=南大阪) ▽金子俊勝 (㈱光徳エキ スプレス=南大阪)▽大谷宗樹(㈱明新運輸 = 南大阪) ▽中村喜英(中村運輸倉庫㈱=東 大阪) ▽下田 登紀彦(関西物流㈱=東大阪) ▽山本慶和(西新運輸㈱=東大阪)▽松下導治 (マツシタ運輸㈱=東大阪)▽治川隆男(菱 武運輸㈱=東大阪)▽下谷昌弘(弘豊運輸侑) = 東大阪) ▽川口 均(池島運輸㈱= 東大阪) ▽実原一吉(実原運送㈱=東大阪)▽小池 宗一(東和運輸㈱=東大阪)▽松田光浩(伸 交運輸㈱=東大阪)▽下村昌子(榎運送㈱= 泉州)▽竹田敏之(竹田運送㈱=泉州)▽北川 篤(北川運輸㈱=泉州)▽上田謙造(上田運 輸㈱=泉州)▽森 末充(丸髙運送㈱=泉州) ▽油井康彰(大阪石油工運㈱=泉州)▽西川

博(西川運輸倉庫㈱=泉州)▽辻 宗樹(西 尾運送㈱=泉州)▽冨岡裕史(共和運輸㈱=泉 州)▽古川誠司(高進運輸㈱=泉州)▽西村 政信(㈱西村運輸倉庫=泉州)▽杉本茂和(久 米田運送㈱=泉州)▽福森崇文(福泉運送侑)= 泉州)▽玉置三平(㈱清丸運輸=泉州)▽武山 榮一(㈱武山回漕店=港)▽浅井禎雄(港運 送㈱=港)

# 専務理事

▽滝口敬介((一社)大阪府トラック協会)

# 常任理事

▽齋藤一之 ((一社) 大阪府トラック協会) ▽植芝俊明 ((一社) 大阪府トラック協会)

### 監事

▽菅原茂雄(菅原運送㈱ = 浪速南)▽上村 晋(㈱マルカミ物流 = 中央)▽阪部光雄((一 社) 大阪バス協会 = 員外)

# 読売テレビから取材を受ける



ネット通販などの普及で配送する荷物が増えている。その一方で、近年 運送業界は深刻なドライバー不足に陥っていることから、読売テレビから「宅配ビジネス」という企画の中で「トラックドライバーの現状」、「運送業界の労働時間」、「新型コロナウイルスによる影響」等について取材依頼があり、8月26日に当協会 滝口専務理事がインタビューに答えた。

滝口専務理事は、「ドライバー不足というのは、いろいろな調査機関から調査結果がでていますが、ボストンコンサルティンググループの調査で2027年には24万人のドライバーが不足すると、鉄道貨物協会の調査結果では2028年には28万人ドライバーが不足するという結果がでています。また、

当協会員にお願いして四半期ごとの景況感調査を 実施していますが、調査結果の中で新型コロナウ イルスの影響により物量がかなり減っているので、 今現在のドライバー数で対応ができています。新 型コロナウイルスの影響が出る前では6、7割の会 員事業者がドライバーが不足していると回答して います。また、人手不足の理由として長時間労働 で言うと一般の方の労働時間より我々の業界の労 働時間は2割長い、給料については、1割か2割 低いという結果が国の調査で発表されています。 そのあたりが、若い人が我々のところに来なくなっ ている一つの要因になっていると思われます。新 型コロナウイルスによる影響では、やはり全体的 に物量は減っていますが、業種によって増えてい る運送会社もあります。例えば宅配については政 府が外出の自粛要請をした時期から、宅配の荷物 量が増えています。そのほか、スーパーや医療関 係の荷主に出入りしている運送会社は荷物量が増 えています。それ以外の製造業、鉄関係、自動車 関係、イベント関係などは大打撃になっているの が現状です。」と今の運送業界について述べた。

※この模様は読売テレビの月曜~金曜 午後4時47分から午後7時のニュース番組「かんさい情報ネット」の中で放送予定(放送日は未定)

# 会員事業者にマスクを配布





大阪府トラック協会は、8月、全会員事業者に不織布マスク250枚の無料配布を行なった。現在、新型コロナウイルスの感染拡大の第二波が全国的に猛威を振るっており、特に大阪府では東京都に次ぐ新規感染者数とともに、重症者数に関しては



東京都よりも大幅に多くなっている。一時期のマスク不足は解消されてきているが、マスク着用は必要不可欠な感染防止対策となっており、会員事業者の皆さまには常備品としてぜひご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 令和2年度

# 60分でわかるトラック重大事故対策 出前セミナーを開催



大阪府トラック協会は8月24日と25日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて「60分でわかるトラック重大事故対策 出前セミナー」を開催、会員事業者等から合計74名が参加した。

事業者・管理者・ドライバーが、交通事故防止対策により一層取り組むため、「交差点事故」と「追突事故」を中心テーマに、ドライブレコ

ーダの映像を活用して、重大事故の特徴や対策をわかりやすく解説するために開催されたもの。

セミナーでは東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の担当者により、各種交通事故防止対策の進 捗状況や、事業用自動車による事故の現状、交差点事故や追突事故について事故の特徴や事故を撲滅するた めの安全行動について解説が行なわれた。

# 令和2年度

# 「追突事故防止マニュアル」活用セミナーを開催



大阪府トラック協会は8月27日と28日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて「追 突事故防止マニュアル」活用セミナーを開催、会 員事業者等から合計56名が参加した。

追突事故は事業用トラックの人身事故において 約半数を占め、業界の安全対策における最重要課題の一つとなっている。今回のセミナーは追突事故の発生ゼロを目指すために、全日本トラック協会が制作した「トラック追突事故防止マニュアル 〜追突事故撲滅キット〜」を使用して、ドライバーの安全指導に効果的に活用するために開催さ



れたもの。

セミナーでは第1部として東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の担当者により最新の事故データに内容を刷新した追突事故防止マニュアルを中心に、最近の社会的影響の大きな事柄をトピックスとして加え、追突事故の重大性について解説が行われ、続いて第2部では参加者が小グループに分かれて、追突事故防止に向けて現在の取り組みや課題点などについて情報交換を行なった。

# 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」・ 「積卸し作業指揮者」安全教育講習会を開催



大阪府トラック協会と陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は、8月19日・20日の両日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」と「積卸し作業指揮者」を対象とした安全教育講習会を開催した。会員事業者の作業指揮者ら47名が参加し、安全安心㈱の中川潔代表取締役社長による『荷役運搬作業と作業指揮者の職務等』・『荷役運搬機械等による作業』・『人力による積卸し作業』・『災害事例等』・『関係法令』の各講義を熱心に受講された。

大阪府下での労働災害は、大阪労働局を中心に各 災防団体等が協力してゼロ災・大阪「リスク"ゼロ" 大阪推進運動」を展開するなど、懸命の取り組み、 対処を行なったにもかかわらず、依然として「は さまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」などの労働災 害が後を絶たない状況にあり、その中でも特に数多 く発生しているのが、車両系荷役運搬機械(フォー クリフト、貨物自動車)等による労働災害である。

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」は労働安全衛生規則第151条の4に、「積降し作業指揮者」は同規則第151条の70に規定されており、両作業の指揮者が作業の安全確保に係る必要な知識を習得することは、労働災害防止に大きくつながるものと期待されている。



# 令和2年度 第1回 運行管理者試験問題と解答(貨物)

# マイドームおおさか(大阪市中央区)など 計10会場で3.354人が受験

運行管理者試験センターが国土交通大臣から試験機関の指定を受け、都道府県のトラック協会が事務代行する「令和2年度第1回・運行管理者試験」が、8月23日(日)に全国一斉に実施された。

今回、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で実施され、大阪では大阪市内のマイドームおおさか、大阪アカデミア、新梅田研修センター、 天満研修センターなど計 10 会場で行われ、3,354 人が受験した。

試験結果については、運行管理者試験センターから 9 月 18 日 (金) に合格 発表される。

#### 1. 貨物自動車運送事業法関係

- 問 1 一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、 解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢 に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の認可を 受けなければならない。
  - 2. 貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送 事業又は貨物軽自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を経営する者の行う 運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を利用してする 貨物の運送をいう。
  - 3. 特別積合せ貨物運送とは、特定の者の需要に応じて有償で自動車を使用 し、営業所その他の事業場(以下「事業場」という。)において、限定された貨 物の集貨を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該 他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであっ て、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うもの をいう。
  - 4. 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示 した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と 同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一 のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を 受けたものとみなす。
- 問2 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転 者(以下「運転者」という。)を常時選任しておかなければならず、この場合、 選任する運転者は、日々雇い入れられる者、3ヵ月以内の期間を定めて使用

- される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。
- 2. 事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(以下「乗務員」という。)が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。
- 3. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、 疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あ らかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければなら ない。
- 4. 運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行 時間を運行記録計により記録しなければならない車両は、車両総重量が8ト ン以上又は最大稽載量が5トン以上の普通自動車である。
- 問3 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の安全管理規程等及び輸送の安全に係る情報の公表についての次の記述のうち、誤っているものを1つ 選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第16条第1項の規定により安全 管理規程を定めなければならない事業者は、安全統括管理者を選任したとき は、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣 に届け出なければならない。
  - 2. 事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の保有車両数が100両以上の事業 者は、安全管理規程を定めて国土交通大臣に届け出なければならない。これ を変更しようとするときも、同様とする。
  - 3. 事業者は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が告示で定める ①輸送の安全に関する基本的な方針、②輸送の安全に関する目標及びその達成状况、③自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計について、

インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 4. 事業者は、法第23条(輸送の安全確保の命令)、法第26条(事業改善の命令)又は法第33条(許可の取消し等)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 問 4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての法令等の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者の営業所にあっては、 当該営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、対面による点呼と同等 の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器を用いた点呼(以下 「IT 点呼」という。)を行うことができる。
  - ① 開設されてから3年を経過していること。
  - ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運 転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則第2条に規定する事故を発生 させていないこと。
  - ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。
  - ④ 貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、 総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること。
  - 2. 同一事業者内の全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(Gマーク営業所)間でIT点呼を実施した場合、点呼簿に記録する内容を、IT点呼を行う営業所及びIT点呼を受ける運転者が所属する営業所の双方で記録し、保存すること。
  - 3. 貨物自動車運送事業者は、点呼に用いるアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。このため、確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと及び洗口液等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること等により、定期的に故障の有無を確認しなければならない。
  - 4. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一 部を行わせる場合にあっても、当該営業所において選任されている運行管理 者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも2分の1以上でなけれ ばならない。
- 問 5 一般貨物自動車運送事業者の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書 の提出等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当す る欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている 事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 事業用自動車が鉄道車両(軌道車両を含む。)と接触する事故を起こした場合には、当該事故のあった日から15日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書(以下「事故報告書」という。)を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国上交通大臣に提出しなければならない。
  - 2. 事業用自動車の運転者が、運転中に胸に強い痛みを感じたので、直近の駐車場に駐車し、その後の運行を中止した。当該運転者は狭心症と診断された。 この場合、事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 3. 事業用自動車が高速自動車国道法に定める高速自動車国道において、路屑 に停車中の車両に追突したため、後続車6台が衝突する多重事故が発生し、 この事故により6人が重傷、4人が軽傷を負った。この場合、24時間以内 においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報するこ とにより、国土交通大臣への事故報告書の提出を省略することができる。
  - 4. 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置をいう。)の故障に より、事業用自動車が運行できなくなった場合には、国土交通大臣に提出す る事故報告書に当該事業用自動車の自動車検査証の有効期間、使用開始後の

総走行距離等所定の事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真 を添付しなければならない。

- 間 6 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者が行わなければならない業務として、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 自動車事故報告規則第5条(事故警報)の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、事故を発生させた運転者に限り、指導及び監督を行うこと。
  - 2. 法令の規定により、運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断(初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの)を受診したことがない者に対して、当該診断を受診させること。
  - 3. 従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に 関する基本的な方針を策定し、かつ、これに基づき指導及び監督を行うこと。
  - 4. 法令の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。
- 問 7 一般貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運行の安全を確保するために、 事業者が行う国土交通省告示で定める特定の運転者に対する特別な指導の指針 に関する次の文中、A、B、Cに入るべき字句として<u>いずれか正しいものを1</u> つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。
  - 1. 軽傷者(法令で定める傷害を受けた者)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の $\begin{bmatrix} A \end{bmatrix}$ 間に交通事故を引き起こしたことがある運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させなければならない。
  - 2. 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者(当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前 B 間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。)に対して、特別な指導を行わなければならない。この指導の時期については、当該貨物自動車運送事業者において初めて事

この指導の時期については、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 C 以内に実施する。

- A ① 1年 ② 3年
- B ① 1年 ② 3年
- C ① 1ヵ月 ② 3ヵ月
- 問8 一般貨物自動車運送事業者が運転者に記録させる乗務等の記録についての次の記述のうち、<u>誤っているものを1つ</u>選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 事業用自動車に係る運転者の乗務について、休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び目時を、当該乗務を行った運転者ごとに「乗務等の記録」(法令に規定する運行記録計に記録する場合は除く。以下同じ。)に記録させなければならない。ただし、10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。

  - 3. 事業用自動車に係る運転者の乗務について、車両総重量が8トン以上又は 最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合に あって、荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」と いう。)で30分以上待機したときは、①集貨地点等、②集貨地点等に到着した 日時、③集貨地点等における積込み又は収卸しの開始及び終丁の日時、④集 貨地点等から出発した日時等を、当該乗務を行った運転者ごとに「乗務等の 記録」に記録させなければならない。
  - 4. 事業用自動車に係る運転者の乗務について、車両総重量が8トン以上又は 最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合に あっては、「貨物の積載状況」を「乗務等の記録」に記録させなければならな い。ただし、当該乗務において、法令の規定に基づき作成された運行指示書 に「貨物の積載状況」が記載されているときは、「乗務等の記録」への当該事項 の記録を省略することができる。

#### 2. 道路運送車両法関係

- 問9 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有 者は、自動車の用途を廃止したときには、その事由があった日から15日以 内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出 なければならない。
  - 2. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したとき は、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標 を行政庁に返納しなければならない。
  - 3. 登録自動車の使用者は、当該自動車が減失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日(使用消自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日)から15日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。
  - 4. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったとき は、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から 15 日以 内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
- 問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 自動車は、指定自動車整備事業者が継続検査の際に交付した有効な保安基 準適合標章を表示しているときは、自動車検査証を備え付けていなくても、 運行の用に供することができる。
  - 2. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量 7,990 キログラムの貨物の 運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は1年で ある。
  - 3. 自動車の使用者は、自動車検査証又は検査標章が減失し、き損し、又はその識別が困難となった場合には、その再交付を受けることができる。
  - 4. 検査標章は、自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時 検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けること ができなかったときは、当該自動車に表示してはならない。
- 間11 道路運送車両法に定める検査等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を $\underline{r}$ の枠内の選択肢( $\underline{0}$ ~ $\underline{6}$ )から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。
  - 1. 登録を受けていない道路運送車両法第4条に規定する自動車又は同法第60条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う A を受けなければならない。
  - 2. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の 小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使 用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う B を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該 自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 3. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から C 以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
  - 4. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、 D を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
  - ① 新規検査
     ② 継続検査
     ③ 構造等変更検査

     ④ 予備検査
     ⑤ 15 日
     ⑥ 30 日
- 問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、<u>誤っているものを1つ</u>選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。 なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないも のとする。

- 1. 自動車の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部分を除く。)は、フィルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が60%以上であることが確保できるものでなければならない。
- 2. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又 は最大積載量が5トン以上のものの原動機には、自動車が時速90キロメー トルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制 御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度 抑制装置を備えなければならない。
- 3. 自動車の後面には、夜間にその後方150メートルの距離から走行用前照灯 で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる赤色の後部反射器を 備えなければならない。
- 4. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル(セミトレーラのうち告示で定めるものにあっては、13メートル)、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。

#### 3. 道路交通法関係

- 問13 道路交通法に定める車両の交通方法等についての次の記述のうち、<u>誤っているものを1つ</u>選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。
  - 2. 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下同じ。)で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。
  - 3. 車両は、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において 歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若しくは駐 車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、徐行しなければな らない。
  - 4. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量 8,500 キログラムの自動車 は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを 得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない 区間の高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)における最低 速度は、時速 50 キロメートルである。
- 問14 道路交通法に定める追越し等についての次の記述のうち、<u>誤っているものを</u> 1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたって は、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする 車両(以下「前車」という。)の右側を通行しなければならない。ただし、法令 の規定により追越しを禁止されていない場所において、前車が法令の規定に より右折をするため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、そ の左側を通行しなければならない。
  - 2. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込

- み、又はその前方を横切ってはならない。
- 3. 車両は、法令に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道 路にある交差点を除き、交差点の手前の側端から前に30メートル以内の部 分においては、他の車両(軽車両を除く。)を追い越そうとするときは、速や かに進路を変更しなければならない。
- 4. 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。
- 問15 道路交通法及び道路交通法施行令に定める酒気帯び運転等の禁止等に関する 次の文中、A、B、Cに入るべき字句として<u>いずれか正しいものを1つ</u>選び、 解答用紙の該当する欄にマークしなさい。
  - (1) 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
  - (2) 何人も、酒気を帯びている者で、(1)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、 A してはならない。
  - (3) 何人も、(1)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。
  - (4) 何人も、車両(トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車 で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。)の運転者が 酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転し て自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が(1)の規定に違 反して運転する B してはならない。
  - (5) (1)の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき C ミリグラム以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - A ① 運転を指示 ② 車両等を提供
  - B ① 車両に同乗 ② 機会を提供
  - C ① 0.15 ② 0.25
- 間16 道路交通法に定める交差点等における通行方法についての次の記述のうち、 <u>誤っているものを1つ</u>選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、 解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものと する。
  - 1. 車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。
  - 2. 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて 右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に 注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
  - 3. 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端 に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行す べき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行し なければならない。
  - 4. 左折又は右折しようとする車両が、法令の規定により、それぞれ道路の左 側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場 合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなけ ればならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨 げてはならない。

- 問17 道路交通法に定める運転者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、 正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答 にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危 険を生じさせるおそれがあるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会 は、点数制度による処分に至らない場合であっても運転免許の停止処分を行 うことができる。
  - 2. 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が 70歳以上のもの(当該講習を受ける必要がないものとして法令で定める者を 除く。)は、更新期間が満了する日前6ヵ月以内にその者の住所地を管轄する 公安委員会が行った「高齢者講習」を受けていなければならない。
  - 3. 車両等は、機断歩道等に接近する場合には、当該機衝歩道等によりその進 路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該歩行 者等の直前で停止することができるような速度で進行し、かつ、その通行を 妨げないようにしなければならない。
  - 下の道路標識は、「車両は、8時から20時までの間は停車してはならない。」ことを示している。



「道路標識、区面線及び道路標識に関する命令」に定める様式 斜めの需及び時を赤色、文字及び縁を白色、地を背色とする。

#### 4. 労働基準法関係

- 問18 労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用 紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載 されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他 労働関係に関する重要な書類を1年間保存しなければならない。
  - 2. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、 労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時 間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。
  - 3. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分、8時間を超える場合においては少くとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
  - 4. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、1年を超える期間について締結してはならない。
- 問19 労働基準法及び労働安全衛生法の定める健康診断に関する次の記述のうち、 誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、 解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、 労働安全衛生規則に定める既往歴及び業務歴の調査等の項目について医師に よる健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受け た後、3ヵ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康 診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当す る項目については、この限りでない。
  - 2. 事業者は、事業者が行う健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該 健康診断の結果を通知しなければならない。
  - 3. 事業者は、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6ヵ月以内ごとに1回、定期に、労働安全衛生規則に定める所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
  - 4. 事業者は、労働安全衛生規則で定めるところにより、深夜業に従事する労働者が、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した場合において、その健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づく医師からの意見聴取は、当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から4ヵ月以内に行わなければならない。
- **間20** 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての 次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句として<u>いずれか正しいものを1つ</u>選 び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。
  - 1. この基準は、自動車運転者(労働基準法(以下「法」という。)第9条に規定する労働者であって、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時

間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の A 等の 労働条件の向上を図ることを目的とする。

- 2. B は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させて はならないことはもとより、その C に努めなければならない。
- 3. 使用者は、 D その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づ き臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時 間数又は日数を少なくするように努めるものとする。
- A ① 労働時間
- ② 運転時間
- B ① 使用者
- ② 労働関係の当事者
- C ① 維持
- ② 向上

問21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」とい う。)及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外 の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」に関 する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマーク しなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考 慮しないものとする。

- 1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運 転者 という。)の拘束時間については、1ヵ月について 293 時間を超えない ものとすること。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月まで は、1年間についての拘束時間が3.516時間を超えない範囲内において、 320 時間まで延長することができる。
- 2. 使用者は、トラック運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。 以下同じ。)についての拘束時間については、13時間を超えないものとし、 当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする こと。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数 は、2週間について3回以内とすること。
- 3 使用者は、業務の必要とやむを得ない場合には、当分の間、改善基準告示 第4条の1ヵ月についての拘束時間及び1日の拘束時間等の規定にかかわら ず、次の条件の下でトラック運転者を隔目勤務に就かせることができる。
- (1) 2暦日における拘束時間は、一定の要件に該当する場合を除き、21時 間を超えてはならない。
- (2) 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければならない。
- 4. 使用者は、業務の必要上、トラック運転者(1人乗務の場合)に勤務の終了 後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一 定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中 及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場 合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以 上、合計 8 時間以上でなければならないものとする。
- 間22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の3日間の勤務状況の 例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 | (以下「改善基準告示」という。)に定める拘束時間及び連続運転時間に関する次の 記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

前日:	体目														
始業	時刻													終業	時刻
6:30															18:40
1 H 🛭	乗務前点呼	继续	体憩	逐転	荷積み	進転	休憩	荷下ろし	延転	休憩	選品	休憩	返転	樂務後点畔	
	20 分	2時間	15 分	1時間	20分	1時間 30分	1時間	20 5>	2 時間 30 分	10 分	1 80 40	15 分	1 時間	30 分	
	營業所													営業所	
始集	時期													教業	時刻
5:00															17:05
2日月	桑務前島時	超級	荷積み	II.	体態	運転	何下ろし	温暖	休憩	荷積み	建板	休憩	進転	乗務後点呼	
	20 %	1時間	20分	1時間	15 分	1時間 30分	20分	1時間	1時間	30分	3時間	10分	1 時間 10 分	30 1)	
	営業所													営業所	

:30														
1 H	桑務前点呼	運転	体型	荷下ろし	施佐	荷積み	逐転	体憩	挺	荷下ろし	進幅	体的	ill Ei	乗務後点時
	20 5}	2時間	15分	20 55	2時間	30 5}	1時間	1時間	2時間	20分	1時間	5分	1時間	30 分
	営業所													営業所

- 1. 各日の拘束時間は、1日目は12時間10分、2日目は12時間5分、3日目 は12時間20分である。
- 2. 各日の拘束時間は、1日目は13時間40分、2日目は12時間5分、3日目 は12時間20分である。
- 3. 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1日目及び3日目 であり、2月目は違反していない。
- 4. 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1日目及び2日目 であり、3日目は違反していない。
- 間23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月の勤務状況の 例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に 定める拘束時間及び運転時間等に照らし、次の1~4の中から違反している事 項をすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1人乗務と 1、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の1ヵ 月は、当該協定により1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に 該当するものとする。また、「時間外労働及び休日労働に関する労働協定」があ るものとする。

		(起算日)							
		1 E	2 ⊞	3 ⊞	4 H	5 H	6 El	7日	週の合計時間
第1週	各日の運転時間	7	6	8	6	7	9	0.0	43
	各日の拘束時間	12	10	12	10	12	13	休日	69
		8 8	9日	10 B	11 🖽	12日	13 H	14 H	週の合計時間
第2週	各日の運転時間	9	10	9	5	7	5		45
	各日の拘束時間	13	15	13	9	11	9	休日	70
		15 H	16 🖽	17 B	18 ⊞	19日	20日	21 E	週の合計時
第3週	各日の運転時間	9	5	10	6	9	5		44
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	各日の拘束時間	15	9	16	10	15	9	休日	74
		22 H	23 ⊞	24 H	25 H	26 H	27 □	28 ⊞	週の合計時
第4週	各日の運転時間	6	7	5	9	9	8		44
	各日の拘束時間	10	10	9	15	14	13	休日	71
		29 日	30 ⊞	31 H	週の合	计時間	1ヵ月(第	1 湖~第	5週)の合計時
第5週	各日の運転時間	8	7	8	23	, , , ,	2	199	
	各日の拘束時間	12	11	12	35			319	)

- (注1) 2週間の起算日は1日とする。 (注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。
- - 1 1日についての最大拘束時間
  - 2. 当該5週間のすべての日を特定目とした2目を平均した1日当たりの運転
  - 3. 1日を起算日とし、2週間を平均した1週間当たりの運転時間
  - 4. 1日についての拘束時間が15時間を超える1週間の回数

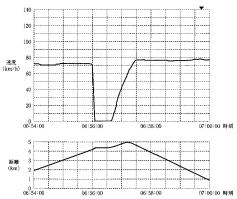
### 5. 実務上の知識及び能力

- 間24 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解 答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしな さい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮し ないものとする。
  - 1. 運行管理者は、事業用自動車の運転者が他の営業所に転出し当該営業所の 運転者でなくなったときは、直ちに、運転者台帳に運転者でなくなった年月 日及び理由を記載して1年間保存している。
  - 2 運行管理者は、運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び 「運行時間 |等により運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、運転 者の日常の乗務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料とし て活用しており、この運行記録計の記録を1年間保存している。

- 3. 運行管理者は、事業用自動車の運転者に対し、事業用自動車の構造上の特性、貨物の正しい積載方法など事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び自動車の運転に関して遵守すべき事項等について、適切に指導を行うとともに、その内容等について記録し、かつ、その記録を営業所において1年間保存している。
- 4. 運行管理者は、事業用自動車の運転者に対する乗務前点呼において、酒気 帯びの有無については、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて 確認するとともに、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容等を記録し、 かつ、その記録を1年間保存している。
- 問25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督 に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄に マークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以 外は考慮しないものとする。
  - 1. 車長が長い自動車は、①内輪差が大きく、左折時に左側方のバイクや歩行者を巻き込んでしまう、②狭い道路への左折時には、車体がふくらみ、センターラインをはみ出してしまう、③右折時には、車体後部のオーバーハング部が隣接する車線へはみ出して車体後部が後続車に接触する、などの事故の要因となり得る危険性を有していることを運転者に対し指導している。
  - 2. 鉄道車両など関係法令の制限を超えた積載物を運搬する場合は、関係当局から発行された許可証を携行するとともに、許可の際に付された通行経路・通行時間等の条件を遵守し、運送するよう指導している。また、運行前には、必ず、通行経路の事前情報を入手し、許可された経路の道路状況を確認するよう指導している。
  - 3. 国土交通大臣が認定する適性診断(以下「適性診断」という。)を受診した運転者の診断結果において、「感情の安定性」の項目で、「すぐかっとなるなどの衝動的な傾向」との判定が出た。適性診断は、性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転業務に適さない者を選任しないようにするためのものであるため、運行管理者は、当該運転者は運転業務に適さないと判断し、他の業務へ配置替えを行った。
  - 4. 飲酒により体内に摂取されたアルコールを処理するために必要な時間の目安については、個人差はあるが、例えばチューハイ350ミリリットル(アルコール7%)の場合、概ね2時間とされている。事業者は、これらを参考に、社内教育の中で酒気帯び運転防止の観点から飲酒が運転に及ぼす影響等について指導している。
- 間26 事業用自動車の運転者の健康管理及び就業における判断・対処に関する次の 記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答 用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 自動車の運転中に、心臓疾患(心筋梗塞、心不全等)や、大血管疾患(急性 大動脈解離、大動脈瘤破裂等)が起こると、ショック状態、意識障害、心停 止等を生じ、運転者が事故を回避するための行動をとることができなくな り、重大事故を引き起こすおそれがある。そのため、健康起因事故を防止す るためにも発症する前の早期発見や予防が重要となってくる。
  - 2. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、 その結果に基づいて健康診断個人票を作成して5年間保存している。また、 運転者が自ら受けた健康診断の結果を提出したものについても同様に保存 している。
  - 3. 自動車事故報告規則に基づく平成29年中のすべての事業用自動車の乗務 員に起因する重大事故報告件数約2,000件の中で、健康起因による事故件数 は約300件を占めている。そのうち運転者が死亡に至った事案は60件あり、 原因病名別にみると、心臓疾患が半数以上を占めている。
  - 4. 睡眠時無呼吸症候群(SAS)は、大きないびきや昼間の強い眠気など容易に 自覚症状を感じやすいので、事業者は、自覚症状を感じていると自己申告を した運転者に限定して、SAS スクリーニング検査を実施している。

- 問27 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
  - 1. 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする特性がある。したがって、運転者に対してこのような点に注意するよう指導する必要がある。
  - 2. アンチロック・ブレーキシステム(ABS)は、急プレーキをかけた時など にタイヤがロック(回転が止まること)するのを防ぐことにより、車両の進行 方向の安定性を保ち、また、ハンドル操作で障害物を回避できる可能性を高 める装置である。ABS を効果的に作動させるためには、できるだけ強くブ レーキペダルを踏み続けることが重要であり、この点を運転者に指導する必 要がある。
  - 3. バン型トラックの後方は、ほとんど死角となって見えない状態となることから、後退時の事故の要因となることがある。その対策として、バックアイカメラを装着して、死角を大きく減少させることができるが、その使用にあたっては、バックアイカメラにも限界があり、過信しないよう運転者に指導する必要がある。
  - 4. 車両の重量が重い自動車は、スピードを出すことにより、カーブでの遠心 力が大きくなるため横転などの危険性が高くなり、また、制動距離が長くな るため追突の危険性も高くなる。このため、法定速度を遵守し、十分な車間 距離を保つことを運転者に指導する必要がある。
- 問28 高速自動車国道において、A自動車(車両総重量8トンの事業用トラック)が 前方のB自動車とともにほぼ同じ速度で50メートルの車間距離を保ちながら B自動車に追従して走行していたところ、突然、前方のB自動車が急ブレーキ をかけたのを認め、A自動車も直ちに急ブレーキをかけ、A自動車、B自動車 とも停止した。A自動車、B自動車とも安全を確認した後、走行を開始した。 この運行に関する次のアーウについて解答しなさい。

なお、下図は、A自動車に備えられたデジタル式運行記録計で上記運行に関して記録された6分間記録図表の一部を示す。



- ア 左の記録図表からA自動車の急プレーキを操作する直前の速度を読み取ったうえで、当該速度における空走距離(危険認知から、その状況を判断してブレーキを操作するという動作に至る間(空走時間)に自動車が走行した距離)を求めるとおよそ何メートルか。次の①~②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合の空走時間は1秒間とする。
- ① 15メートル ② 20メートル
- イ A自動車の急ブレーキを操作する直前の速度における制動距離(ブレーキが実際に効き始めてから止まるまでに走行した距離)を40メートルとした場合、A自動車が危険を認知してから停止するまでに走行した距離は、およそ何メートルか。次の①~②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当

する欄にマークしなさい。なお、この場合の空走時間は1秒間とする。

- 55 メートル
   60 メートル
- ウ B自動車が急ブレーキをかけA自動車、B自動車とも停止した際の、A自 動車とB自動車の車間距離は、およそ何メートルか。次の①~②の中から正 しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この 場合において、A自動車の制動距離及び空走時間は上記イに示すとおりであ り、また、B自動車の制動距離は35メートルとする。
- ① 25メートル ② 30メートル

問29 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、往路と復路において、それぞれ荷積 みと荷下ろしを行うよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者は次 に示す[当日の運行計画]を立てた。

この事業用自動車の運行に関する次のアーウについて解答しなさい。なお、 解答にあたっては、「当日の運行計画」及び各選択肢に記載されている事項以外 は考慮しないものとする。

#### 「当日の運行計画」

#### 往路

- A営業所を出庫し、30キロメートル離れたB地点まで平均時速30キロメー トルで走行する。
- B地点にて20分間の荷積みを行う。
- B地点から 165 キロメートル離れた C地点までの間、一部高速自動車国道 を利用し、平均時速55キロメートルで走行して、C地点に12時に到着す る。20分間の荷下ろし後、1時間の休憩をとる。

#### 復路

- C地点にて20分間の荷積みを行い、13時40分に出発し、60キロメート ル離れたD地点まで平均時速30キロメートルで走行する。D地点で20分間 の休憩をとる。
- 休憩後、D地点からE地点まで平均時速25キロメートルで走行して、E地 点に18時に到着し、20分間の荷下ろしを行う。
- E地点から 20 キロメートル離れた A 営業所まで平均時速 30 キロメートル で走行し、19時に帰庫する。



ア<sup>19</sup>覧地点に12時段割着させるた今にふさわしいA営業所の出**議**裁割 ア について、次の①~④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の 該当する欄にマークしなさい。

- ① 7時00分 ② 7時20分 ③ 7時40分 ④ 8時00分
- イ D地点とE地点間の距離 イ について、次の①~④の中から正しいも のを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。
- ① 45 キロメートル ② 50キロメートル
- ③ 55 キロメートル ④ 60 キロメートル
- ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改 善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の①~②の中 から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。
- ① 違反していない
- ② 違反している

間30 平成28年中のトラック(最大積載量5トン以上)による死亡・重傷事故につ いて、事業用自動車の交通事故統計及び自動車事故報告規則により提出された 事故報告書に基づき、下記のとおり、事故の特徴やその要因についての分析結 果が導かれた。この分析結果をもとに、【事業者及び運行管理者が実施すべき 事故低減対策のポイント】の中から【事故防止のための指導】として、A、B、C に当てはまる最も直接的に有効と考えられる組合せを下の枠内の選択肢(①~⑧) からそれぞれ1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答 にあたっては、下記に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

#### 【死亡・重傷事故の特徴】

平成 28 年中の最大積載量5 トン以上のトラックによる死亡。 東部事故 381 件について、単同 の走行等の態様別にみると、直進時が73 %、右折時が13 %、左折時が9 % となっている。 直進時の事故 右折時の事故 左折膝の事故 左折時の事故のうち70%が 直進時の事故のうち72% 右折時の事故は、歩行者等と 自転車との事故で、バス・タ クシーと比べて巻き込み事故 が多い。 他の車両等との事故で、 のうち高速道路等での追 他の車両等との事故がそれぞ れ約半数となっている。 突事故が一番多い。 般道路での歩行者等との 事故は夜間が多い 8 T 【事故の主な要因】 (高速道路等での事故) ・故障単両などの停止車両へ 対向車から譲られた時の安 徐行・一時停止の不履行、 二輪自動車等の対向車のス 左折前の確認のみで、左折 の追突 たばこや携帯電話の操作 ピードの意図 時の再度の確認の不履行 前方車両への追従 大回りで左折する際の対向 車等への意識頻注 車体が大きく死角が多い - 般道路での事故) 飲酒運転 対向車の後方の安全確認不足

H

「事故坊上のための指導」

B C

# A

動静不注意 伝票の整理によるわき見運転

# 【事業者及び運行管理者が実施すべき事故低減対策のポイント】

- 右折するときは、対向車に注意して徐行するとともに、右折したその先の 状況にも十分注意を払い走行するよう運転者に対し指導する。
- イ 運転中は前方不注視となるのを防ぐため、喫煙や携帯電話の使用などは停 重してから行うよう運転者に対し指導する。
- ウ 右折するときは、対向車の速度が遅い場合などは自車の速度を落とさず交 差点をすばやく右折するよう運転者に対し指導する。
- エ 大型車などは、内輪差が大きく、左側方の自転車や歩行者を巻き込んでし まう危険があることから、慎重に安全を確認してから左折するよう運転者に 対し指導する。
- オ 右折時に対向車が接近しているときは、その通過を待つとともに、対向車 の後方にも車がいるかもしれないと予測して、対向車の通過後に必ずその後 方の状況を確認してから右折するよう運転者に対し指導する。
- カ 運転者の飲酒習慣を把握し、必要と考えられる運転者に対し、運転者の画 像が確認できるアルコールチェッカーを運行時に携帯させ、随時運転者の飲 酒状況をチェックできるようにする。
- キ 衝突被害軽減ブレーキを装着したトラックの運転者に対しては、当該装置 は、いかなる走行条件においても、前方の車両等に衝突する危険性が生じた 場合には、確実にレーダー等で検知したうえで自動的にブレーキが作動し、 衝突を確実に回避できるものであることを十分理解させる。
- ク 二輪自動車は車体が小さいため速度を誤認しやすいことから、右折の際 は、対向する二輪自動車との距離などに十分注意するよう運転者に対し指導 する。
- ケ 左折するときは、あらかじめ交差点の手前からできる限り道路の左側端に 寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行するよう運転者に対し指 道する。
- コ 伝票等の確認は、走行中はわき見が原因で事故につながる可能性が高いこ とから、安全な場所に移動し停止した後に行うよう運転者に対し指導する。
- 交差点を左折するときに、その進路の前方にある横断歩道を横断しようと する歩行者がいる場合は、当該横断歩道を徐行し、かつ、できる限り安全な 速度と方法で進行するよう運転者に対し指導する。
- シ 左折する際は、左折前の確認に加えて、左折時にも再度歩行者や自転車等 がいないかをミラーや直視で十分確認するように運転者に対し指導する。

① アウオ ② アウク ③ アオク ④ イカキ ⑤ イカコ ⑥ イカサ ⑦ エケサ (8) エケシ

# 令和2年度 第1回 運行管理者試験問題正答表(貨物)

(令和2年8月23日実施)

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
4	2, 3	2	4	2, 4	2, 4	A:2 B:2 C:1	4	2	2
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
A:1, B:2 C:5, D:2	1	3	3	A:2 B:1 C:1	1	1, 2	2, 3	4	A:1, B:2 C:2, D:2
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
1,3	2, 4	2	適 2,4 不適 1,3	1, 2		適 2, 3, 4 不適 1	ア:2 イ:2 ウ:1	ア:3 イ:2 ウ:1	A:5 B:3 C:8





# トラ坊のご存知ですか?

# 雇用調整助成金の特例措置等が延長になりました

9月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対 応休業支援金・給付金について、**本年12月末まで延長**になりました。

### 雇用調整助成金とは

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです

### 「特例措置とは」

- 雇用調整助成金の日額上限を8,330円から1万5000円まで引き上げ
- ・解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を100%へ引き上げ

### ●支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象 としています。

- 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
- 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

### ●助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の 助成対象となります。(雇用調整助成金と同様に申請できます)

### 【雇用調整助成金等の申請期限が延長になりました】

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して 2 か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和 2 年 1 月 2 4 日 $^*$  から 6 月 3 0 日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、6 1 2 年 9 月 1 0 日まで申請ができるようになりました。 \*緊急雇用安定助成金については、令和 2 年 4 月 1 日

- ・判定基礎期間の初日が
- ・6月30日以前→ 支給申請期限は令和2年9月30日まで(郵送の場合は必着)
- ・7月1日以降→ 判定基礎期間の末日の翌日から2ヶ月以内
- ※6月30日までに休業等を行い、雇用調整助成金等の活用を検討している事業主の方、は、お早めに最 寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。

※その他の特例措置の情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページで ご案内しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html ご不明な点は下記のコールセンターまでお問合せください。 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00 ~ 21:00 土日・祝日含む 本日、大阪府トラック協会・臨時総会を開催するにあたり一言ご挨拶並びにお礼を申しあげます。 本日は残暑厳しく、そして新型コロナウイルスが依然として国内外で人々のくらしと経済に、様々 な形で深刻な影響を与えており、その上、7年8カ月という歴代最長にわたり首相の重責を担われた、 安倍総理の突然の退陣といったようなことで世の中が大きく揺れ動き、皆様方も先行きについて不 安を感じておられることと思います。そういった中にも拘わらず、本日は曲げてご出席をいただき 心からお礼を申し上げます。同時に、平素は当協会の運営に格別のご支援・ご協力を賜り、心より 感謝申し上げます。

さて、当協会では本年度は、「任期満了に伴う役員の改選期」に当たっております。そして本来ならば、6月9日に開催予定であった第108回定時総会において、他の案件と共に改選案を上程するところでした。ところが4、5月は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことから、役員選考委員会を開催出来る状況ではありませんでした。そのため他の事案につきましては既にご承認いただいておりますが、役員改選についてはご審議いただけないまま新年度に入っております。そういった事情を踏まえ、本日、臨時総会を開催し、新役員を選出していただくことにいたしました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本日の総会はこのような形式で、できるだけ規模を縮小しての開催となり、そして残念ながら恒例の総会後の懇親会も断念せざるを得ないことをご了承願います。

さて、日本経済は米中貿易摩擦の影響や、昨年10月の消費税引き上げ、それに相次ぐ自然災害、更には新型コロナウイルスの直撃が追い打ちをかけ、本年4~6月の実質国民総生産(GDP)は前期比年率27.8%減という戦後最大の落ち込みを記録しました。しかもマイナス成長が3・四半期連続という厳しい状態に陥ってります。

そして目下のところは、政府の各種支援策により倒産や失業が低く抑えられ、7~9月期は景気の上昇が期待されていますが、コロナウイルス感染再拡大により、回復のスピードはきわめて緩やかなものと思われます。

中でも関西経済は本年始めまで、月平均100万人を超えていた外国人訪問客が、現在はほぼゼロになっていることは大きな痛手です。

なお、わが国は少子高齢化と人口減少、それに生産拠点の海外移転に伴う産業空洞化により、国の基礎体力を示す潜在成長率が落ちていることから、元の状態に戻るには3~4年を要するとの見方が強く、私たちも現状を「新常態」として捉え、長期戦に備える必要があります。

一方、トラック貨物輸送業界も新型コロナウイルスの影響を受けております。企業のテレワークや外出自粛等による「巣ごもり需要」の増加と、E-コマースの拡大により、食品業界や宅配関係は人手不足の状況にあり活況を呈しています。しかしB to B (企業間物流)や鉄鋼、セメントといった、量的に圧倒的に大きい重厚長大産業では、国内外の需要減と生産減により、鉄道輸送や内航船といった国内一般貨物運送、並びに輸出入貨物輸送は厳しい状態にあります。そのため貨物量の減少と積込みスペースの余剰により需給バランスが崩れ、トラック輸送運賃に下方圧力がかかっています。この厳しい状況は当協会が実施しております四半期景況調査や、日貨協が毎月公表しているWebkitでもはっきりと出ています。

そして結果的にドライバーの不足感が薄まっており、求人倍率も大きく下がっています。しかし今はいわば「異常事態」といった状況下にありますが、中長期的には、トラック運送業界は少子高齢化と人口減少の影響と、未だに3K(きつい・きたない・危険)に2K(休日少ない・給料安い)を加えた、5K職場というブラックのイメージが強いため、恒常的なドライバー不足が避けられま

せん。このままでは事業の発展どころか維持・継続も困難 に陥ります。

なお、外国人を活用するには様々な壁があり、短期的には至難です。従ってドライバー不足の解決・緩和には、労働時間や賃金を少なくとも産業界の平均レベルに改善し、男女を問わず若者を中心とした人材の参入促進が必要です。そのためには当然のことながら、原資となる「適正運賃」の収受が不可欠です。この点についての一般消費者、並びに荷主の理解はかなり進んでいるように思います。



臨時総会で挨拶をする 辻 卓史 会長

そしてその「適正運賃」の収受を目指すための「指標」というか「目安」となるのが、一昨年 12月に公布された「改正貨物自動車運送事業法」の、柱の一つである「標準的運賃」(本年4月 24日告示)です。なお、この条項は2024年3月末までの時限立法です。

ともかく、今、私たちにとって必要なことは、標準的運賃について先ず事業者から始め、荷主の理解を深めることです。そのため当協会といたしましては、11月からスタートし、大阪市内、大阪南部地域、大阪北部地域、大阪東部地域の4か所で「運賃の届け出に向けた説明会」を開催いたします。

なお、全ト協は8月19日に発表した「テキスト」(一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届け出に向けて)に基づいた説明会になるようですが、大ト協では「標準運賃」とともに「重量物や海上コンテナなど」別建て運賃の内容も加えた、説明会にしていきたいと考えています。

そして協会本部としては、各会員事業者の皆さんが出来れば年内に、あるいは遅くとも年度内に、 大阪運輸支局に運賃の届け出が出来るように、取り組んでいきたいと考えています。

具体的には、10月中下旬に設立される「担当常任委員会」(経営改善委員会)に運賃を検討する 小委員会を設置し、検討を進める予定にしております。

また、原価計算セミナーについても例年通り開催し、自社の運賃設計に大いに役立てていただきたいと願っております。

なお、荷主との具体的な運賃交渉を、協会が手取足取り主導することは独禁法上の問題が生じます。 従って個別の交渉については、各事業者が事業の継続と、従業員並びに家族の生活を守るため、自 己責任においてやっていただくことになります。そういったことを前提に、各事業者におかれては、 荷主と交渉ができる環境が整うまでの間に、自社の事業内容に見合った運賃表を作成し、大阪運輸 支局に届ける準備を進めていただくようお願いします。

標準的運賃以外にも、業界では多数の課題を抱えています。協会本部といたしましては、関係行政機関、地方自治体、並びに全日本トラック協会との密接な連携とともに、会員の皆様と一丸となって諸問題の解決・改善に努める所存です。引き続き、皆様のお力添えを賜わりますようお願い申しあげます。

なお、今年は夏祭りも花火大会も、そして様々なイベントも取り止めという寂しい夏となっています。私たちも10月8日に約1400人が全国から集まり、9年ぶりの全国事業者大会を盛大に開催する予定でした。しかし諸般の情勢から中止することにいたしました。開催の延期も検討しましたが、全ト協並びに他府県トラック協会に、多大のご迷惑をおかけすることから断念いたしました。皆様も楽しみにしておられたことと思いますが、ご理解・ご了承をお願い申し上げます。

以上で私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

# トラック協会からのお知らせ

# 令和2年度

# 「トラック運送業界における 点検整備推進運動」 について

強化月間: 9月1日(火)~10月31日(土)

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在であります。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、平成29年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められています。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要があります。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開します。

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和2年9月1日(火)から9月30日(水)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各地方が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施しますので、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底してください。

### ●大型車の重点点検項目

点検箇所	点検時期	3ヶ月点検	1 2ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホ	ホイール・ナット及び
		イール・ボルトの緩み	ホイール・ボルトの損
			傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及び	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	パイプ		

- ●黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を自主的に実施にしてください。
- ●DPF (黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車について、確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についてご確認ください。

# 血圧計導入助成事業受付終了のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。 さて、令和2年度の助成事業のうち、みだしの血圧計導入助成につきましては全

日本トラック協会から、**令和2年9月30日までに導入したもののみを助成対象** 

とし、10月以降に導入したものに対する助成は行わない旨の連絡がありました。

つきましては、導入を検討されている事業者様におかれましては、9月30日までにご購入いただき、助成金の申請をしていただきますようよろしくお願いいたします。



# HASVA

~頼れるナスバ 寄り添うナスバ~

独立行政法人

自動車事故対策機構 大阪主管支所

# 中小規模「貨物運送事業者」限定 NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナーのご案内

# ◆セミナー詳細 《令和2年度第3回》受講料は¥5,200(税込)※当日、現金にてお支払頂きます

日 時 : 令和2年9月28日(月) 12:50~16:30 (受付開始 12:20~)

定員: 18名(先着順) ※定員となり次第、募集を締め切らせて頂きます

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を制限しております

場 所 : 中央大通FNビル13階会議室(大阪市中央区常盤町1丁目3番8号)

[最寄り駅:谷町四丁目駅(地下鉄中央線及び谷町線 ⑥番出口)]

※受付時間内に受付を済ませられるよう、お時間に余裕をもって来場願います

※費用はあらかじめ、つり銭のないようにご用意頂けますようお願い致します

※簡単なアンケートのご記入を実施しますので、筆記用具のご用意をお願い致します

### ~講習会お申込みの流れ~

- ①「受講申込書」に必要事項を記入し、(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までFAXにて送付(FAX 06-6942-2807)
- ②当方にてFAX受信後、受付を行い記載されている電話番号に 予約番号をお知らせ致します。
- ③当日、「受講申込書」をご持参頂き、会場にて受付願います。 (ご持参頂くものは受講申込書の「コピー」でもかまいません)
- ※今回のセミナーは車両数100台未満の貨物運送事業者を対象と致します



お申込は「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて (独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までお送り下さい (大阪主管支所 FAX:06-6942-2807 担当:藤原・寺田)

## 【重要】セミナー受講者に与えられる「インセンティブ」について

貸切バス事業者を除く自動車運送事業者の経営管理部門の要員が受講し、かつ受講内容を活用していることが確認された事業者を地方運輸局は、長期間の監査未実施を理由とする監査の対象から除外することができるというものです。よって認定セミナーを受講したことで直ちに監査の対象から除外される訳ではありません。この点については誤解なきよう、お願い申し上げます。

運輸安全マネジメントの制度が導入されて10年以上が経過し、事業者様内部にもある程度、浸透しているものと思います。これまでに受講された方のみならず、転勤や人事異動等で運輸安全マネジメントの運用に携わることになった方や、実際に管理者として経営トップを含む経営者層と現業部門のパイプ役を担っている方々にご参加頂きたいと考えています。運輸安全マネジメントは会社が一丸となって取り組むことが重要ですので、これまで受講する機会に恵まれなかった皆様の参加をお待ちしております。

### 【ご注意】遅刻や途中退席の場合は受講済証を交付できません

# NASVA運輸安全マネジメント<u>ガイドライン認定セミナー</u>

受講申込書(令和2年度第3回)※中小規模「貨物運送事業者」様限定 保有車両数100台未満の事業者様に限ります!

※受講済証を作成するにあたり、正確を期す為に名刺貼付欄に名刺を貼り付けて頂けますようお願い致します!

(フリガナ)		(フリガナ)	
貴社名又は		支社•支店	
団体名等		営業所名等	
	(〒 − )	(フリガナ)	
所在地		お申込み ご担当者	
<b>市米</b> 扫描	(会社全体=全ての支社・支店・営業所の保有両数を合	 算したもの)	
事業規模	100両未満 ※今回のセミナーは保有車両数100両未満	<b>嵩の貨物運送事業</b>	者を対象にしています
車両保有数	トラック(保有車両数= 両)	受講者の	S·H 年
平	ドプグス(休行事间数一 間)	生年月日	月日
(フリガナ)			【必ず記入】
₩##		お役職名	
受講者の ご芳名			
C 71	※受講済証に記載しますので正確に記入願います	※受講済証に記載します	ナので正確に記入願います

# (名刺貼付欄)

【受講申し込み受付担当からのお願い】
恐れ入りますが、受講済証の作成にあたり
誤字防止等に細心を期す為、受講者様の
名刺をセロハンテープか糊にてこのスペースに
貼り付けた上でFAXにてお申込みを頂けますよう
宜しくお願い申し上げます!

# (名刺貼付欄)

(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 受付印押印欄 受付番号記載欄 (当方から電話で連絡します)

FAX: 06-6942-2807

【必須】あなたは経営管理部門の要員ですか? (はいorいいえを〇で囲んで回答願います) はい・いいえ

TEL 【連絡先】	(	(	)
FAX 【重要】	(	(	)

経営管理部門の要員で、国土交通省への 通知を希望しない場合は、必ず「はい」を 〇で囲んで下さい

国土交通省への通知を希望しない ⇒ はい

講習名	NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナー
日 時	令和2年9月28日(月) 12:50~16:30
場所	中央大通FNビル 13階会議室
	・ご本人の受講申込書(コピー可)を必ず
	ご持参下さい
ご注意	・複数名お申込みをされる場合は申込み
こ注思	用紙をコピーの上、ご使用下さい
	・受講料はつり銭のないように願います
	・当日は早めに受付をお済ませ下さい

お問い合わせ先:(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 安全マネジメント担当(藤原・寺田) **沿**電話番号:06-6942-2804

# 自動車事故対策機構からのお知らせ

# NASVA

~頼れるナスバ 寄り添うナスバ~

独立行政法人

自動車事故対策機構 大阪主管支所

※前回実施のリスク管理セミナー申込多数により増回!

# 国土交通省認定 NASVAリスク管理(基礎)セミナーのご案内

**コロいへ** 一緒に事故分析手法「なぜなぜ分析」を学んで、 しっかりした再発防止対策を考えられるようになってみませんか?

## ◆セミナ一詳細 《令和2年度第6回》受講料は¥5,200(税込)※当日、現金にてお支払頂きます

日 時 : 令和2年9月29日(火) 12:50~16:30 (受付開始 12:20~)

定員: 12名(先着順) ※定員となり次第、募集を締め切らせて頂きます

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を制限しております

場 所 : 中央大通FNビル13階会議室(大阪市中央区常盤町1丁目3番8号)

[最寄り駅:谷町四丁目駅(地下鉄中央線及び谷町線 ⑥番出口)]

※受付時間内に受付を済ませられるよう、お時間に余裕をもって来場願います

※費用はあらかじめ、つり銭のないようにご用意頂けますようお願い致します

※簡単なアンケートのご記入を実施しますので、筆記用具のご用意をお願い致します

### ~講習会お申込みの流れ~

- ①「受講申込書」に必要事項を記入し、(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までFAXにて送付(FAX 06-6942-2807)
- ②当方にてFAX受信後、受付を行い記載されている電話番号に 予約番号をお知らせ致します。
- ③当日、「受講申込書」をご持参頂き、会場にて受付願います。 (ご持参頂くものは受講申込書の「コピー」でもかまいません)
- ※今回のセミナーは全業態(トラック・バス・ハイタク)を対象と致します



# お申込は「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて (独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までお送り下さい (大阪主管支所 FAX: 06-6942-2807 担当:藤原・寺田)

### 【重要】セミナー受講者に与えられる「インセンティブ」について

貸切バス事業者を除く自動車運送事業者の経営管理部門の要員が受講し、かつ受講内容を活用していることが確認された事業者を地方運輸局は、長期間の監査未実施を理由とする監査の対象から除外することができるというものです。よって認定セミナーを受講したことで直ちに監査の対象から除外される訳ではありません。この点については誤解なきよう、お願い申し上げます。

# <u>なぜ同じような事故が繰り返されるのか?</u>

その原因の一つとして「しっかりとした原因の把握ができていない」ことが挙げられると思います。原因を特定して初めて「再発防止対策」を考えることができるはず。原因があいまいなまま再発防止対策を考えてもピンボケに終わり、効果(効力)を生むわけがありません。

# 原因特定の手法として「なぜなぜ分析」を一緒に勉強してみませんか?

普段、事故の原因分析や再発防止対策の策定を担当されている方々や若手社員の皆様も、ご参加を お待ちしております。

### 【ご注意】遅刻や途中退席の場合は受講済証を交付できません

# 国土交通省認定 NASVA <u>リスク管理(基礎)セミナー</u> 受 講 申 込 書(令和2年度第6回)

※受講済証を作成するにあたり、正確を期す為に名刺貼付欄に名刺を貼り付けて頂けますようお願い致します!

貴社名又は 団体名等       支社・支店 営業所名等         (〒 - )       (フリガナ) お申込み ご担当者         事業規模 (〇で囲む)       (会社全体=全ての支社・支店・営業所の保有両数を合算したもの) 50両未満・50~99両・100~199両・200~299両・300両以上         業態       トラック・バス・タクシー・その他       受講者の 生年月日         (フリガナ)       長のず記入] お役職名		※受講済証に記載しますので正確に記入願います	※受講済証に記載します	「ので正確に記入願います
貴社名又は 団体名等       支社・支店 営業所名等         所在地       (〒 ー )       (フリガナ) お申込み ご担当者         事業規模 (会社全体=全での支社・支店・営業所の保有両数を合算したもの) 50両未満・50~99両・100~199両・200~299両・300両以上         業態       トラック・バス・タクシー・その他       受講者の 生年月日         第       日本 日月	受講者の ご芳名		お役職名	
貴社名又は 団体名等       支社・支店 営業所名等         (〒 - )       (フリガナ) お申込みご担当者         事業規模 (会社全体=全ての支社・支店・営業所の保有両数を合算したもの) 50両未満・50~99両・100~199両・200~299両・300両以上         業態       トラック・バス・タクシー・その他         受講者の S・H       年	(フリガナ)			【必ず記入】
貴社名又は 団体名等       支社・支店 営業所名等         (〒 - )       (フリガナ) お申込みご担当者         事業規模       (会社全体=全ての支社・支店・営業所の保有両数を合算したもの)	業態	トラック ・ バス ・ タクシー ・ その他		•
貴社名又は 団体名等     支社・支店 営業所名等       (〒 - )     (フリガナ)       所在地     お申込み				· 300両以上
貴社名又は 団体名等 支社・支店 営業所名等	所在地			
貴社名又は 支社・支店		(〒 − )	(フリガナ)	
(フリガナ)				
	(フリガナ)		(フリガナ)	

# (名刺貼付欄)

【受講申し込み受付担当からのお願い】
恐れ入りますが、受講済証の作成にあたり
誤字防止等に細心を期す為、受講者様の
名刺をセロハンテープか糊にてこのスペースに
貼り付けた上でFAXにてお申込みを頂けますよう
宜しくお願い申し上げます!

# (名刺貼付欄)

(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 受付印押印欄

FAX:06-6942-2807

### 【必須】あなたは経営管理部門の要員ですか? (はいorいいえを〇で囲んで回答願います) はい ・ いいえ

TEL 【連絡先】	(	)	
FAX 【重要】	(	)	

経営管理部門の要員で、国土交通省への 通知を希望しない場合は、必ず「はい」を ○で囲んで下さい

国土交通省への通知を希望しない ⇒ はい

講習名	国土交通省認定NASVAリスク管理(基礎)セミナー			
日 時	令和2年9月29日(火) 12:50~16:30			
場所	中央大通FNビル 13階会議室			
	・ご本人の受講申込書(コピー可)を必ず			
	ご持参下さい			
一ご注意	・複数名お申込みをされる場合は申込み			
こ注思	用紙をコピーの上、ご使用下さい			
	・受講料はつり銭のないように願います			
	・当日は早めに受付をお済ませ下さい			

お問い合わせ先:(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 安全マネジメント担当(藤原・寺田) **公**電話番号:06-6942-2804

# 関西交通経済研究セミナーからのお知らせ

# 経営者様・管理者様へ



国土交通省認定

「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」のご案内

本セミナーでは、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」で示されている項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用(リスク管理)」について取組事例を交えながらわかりやすく解説します。

※本セミナーは国土交通省より運輸事業者の安全管理体制の構築・強化に有効と 「認定」されているセミナー(通称:認定セミナー)です。

☆ 開催日時:令和 2年11月 6日(金曜日) 13:00 ~ 16:00

☆ 開催 場 所: 近畿陸運協会 大阪支部 2階会議室(裏面地図参照)

寝屋川市高宮栄町12-11

☆ 実 施 者 : 公益財団法人関西交通経済研究センター

**25** (運輸安全マネジメント支援センター)

〒550-0005 大阪市西区西本町1丁目7番2号ウエストスクエアビル9F 電話 06-6543-6291 FAX 06-6543-6295

☆ 講 師: 公益財団法人関西交通経済研究センター 主任研究員

☆ 開催区分: リスク管理(基礎)

★ 受講料:4,000円(資料代を含みます)

☆ 募集人員: 定員は 34名です。(定員に達した場合は締め切らせて戴きます。)

申し込み締め切り日は、令和 2年10月30日(金曜日) です。

☆ 受講済証: 有り(但し、遅刻・早退者には受講済証の交付はできません。)

★新型コロナウイルスの今後の状況によりセミナーを中止させて 戴くことが ございますので あらかじめご了承下さい。

### ■本セミナー受講のインセンティブ



- ・ 地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。(2014年1月24日付け 国土交通省大臣官房、自動車局通達)
- ・ この監査インセンティブの適用を希望される場合は、単にセミナーを受講するだけではなく、各事業者様において認定セミナーの内容を活用いただき、その後、国に所定の調査票を提出していただく必要があります。調査票については、セミナーの当日にご説明いたします。
- ・ 貸切バス事業者の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」、貨物自動車運送事業者の 「貨物自働車運送事業安全性評価事業」における加点要素があります。(詳細は各協会へ)
- ☆ 個人情報の取扱: 国のルールに則り、セミナー実施者である(公財)関西交通経済研究センターは、経営管理部門の要員がセミナーを受講された場合は「事業者名、受講者の氏名、受講した認定セミナー」を国に通知します。なお、国への通知を希望されない場合は、申込書の経営管理部門の要員に「該当しない」にチェックを入れて下さい。
  - ◆主催:公益財団法人 関西交通経済研究センター(運輸安全マネジメント支援センター)

### 国土交通省認定

# 「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」

# 参加申込書兼受講票

- ① 下記参加申込書の太枠内に必要事項を漏れなくご記入のうえ、公益財団法人 関西交通経済研究 センターあてFAX でお申し込み下さい。 受付後、「受講票」をFAXにてお送りします。
- ② 当日は、参加申し込み確認のため本紙**「参加申込書 兼 受講票」**を 受付にご提出下さい。
- ③ 受講料4,000円は、受付時に現金でお支払い下さい。

お申込みFAX番号: 06-6543-6295

※受	講番	号(	当セン	ンター	記入欄)

貴社の事業の種類 : 口 バ ス ロ ハイヤー・タクシー ロ トラック						
(ふりがな)		TEL ( ) —				
御社名		FAX ( ) — E-mail :				
ご住所	(〒 − )					
(ふりがな) お名前		お役職				
	経営管理部門の要員に、( 口 該当する	・ 口 該当しない )				

- ※1 認定セミナーの監査インセンティブは、「経営管理部門の要員」が受講した場合のみ適用されます。
- ※2 経営管理部門の要員とは、「現業実施部門(輸送の安全に係る運行、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門) を管理する責任・権限を持つ部門の要員」を意味し、具体的には、経営トップ、安全統括管理者、安全担当役員、安全担 当の管理者などが該当します。

【個人情報の取扱い】参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本セミナーに関する確認・連絡の通知の際に使用させて頂きます。 他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。



日時:令和2年11月6日(火曜日)

13:00 ~ 16:00

会場: 近畿陸運協会大阪支部 C 棟

2階会議室

寝屋川市高宮栄町12-11

【お問合せ・お申込み先】

公益財団法人 関西交通経済研究センター

運輸安全マネジメント支援センター T EL: 06-6543-6291

FAX: 06-6543-6295

《★新型コロナウイルスの感染予防に関する注意喚起について》

受講される皆様には、手洗いやマスクの着用など感染予防に努め、受講頂きますようお願い致します。 また、発熱・咳などの症状のある方は、受講をお断りすることがありますのでご承知願います。

# 適性診断専用機器(ナスバネット方式) 算入してみませんか?



- バまで出向くのが難しい・・・
- 受診時間までに間に合わない・・
- 隙間時間をうまく使えないかな・



ナスバネットPC(適性診断専用PC) を導入すると・

- 営業所内で
- ② 24時間いつでも
- 一般診断受診 ※ 初任・適齢診断は不可
- 請求費用は、「受診料」のみ
- →システム利用料等はいただきません!

独立行政法人 自動車事故対策機構 National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid

# 契約~導入までの流れ

# 1. 機器購入前の相談

例)利用料金等のご相談等

※機器の購入はナスバではできません

# 2. 機器選定のための相談票提出

- ※機器スペックは指定のもの以外選定不可
- ※相談票にて審査が完了してから機器は購入
- ※機器は適性診断専用で使用

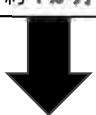
# 3. 利用申込み

- →「相談票審査終了後」お渡しします
- 4. システム申請

5. インストール日の設定

6. 導入

標準処理期間 約1か月



# 適性診断受診者群の重大事故発生率は、未受診者群の半分

平成15年度に適性診断を受 診したトラック、バス、タクシ ーなどの運送事業ドライバー が関係した重大事放発生に 関し、「適性診断」の事故防 止効果を調査したところ、適 性診断受診者群の重大事故 発生事は未受診者群の約5 刻(52.4%)にとどまること が認められました。





#写真はイメージです。実際の物品とは異なる場合がございます。

# お問い合わせはこちらまで

独立行政法人自動車事故対策機構 大阪主管支所 TEL 06-6942-2804 適性診断担当



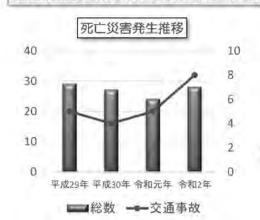


# 死亡災害

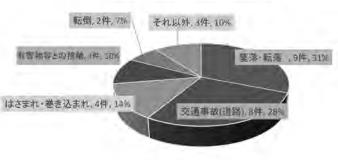
世口集 大阪

# 交通労災による 死亡事故を防止しよう!

今年の大阪府内の死亡者数は7月31日現在で、28人と、前年に比べ7人増加しています。 その内、交通労災による死亡者数は、前年に比べ3人増加し8人となっています。 また、7月の交通労災による死亡者4人は、すべて、高速道路において発生しています。



令和2年 事故の型別 発生状況 (7月31日現在)



## 令和2年 交通労働死亡災害の概要

28件中8件が交通労災による死亡災害です

発生月	* 1	性制	#45	36 F.L.	1218	起因刺	親生 坊 况
1月	その他の小売業	女	40代	販売店員	14年	乗用車	自転車で銀行に向かう途中、交差点で信号待ちをしていた ころ交差点角の自動車販売店から出てきた展示車に自転車こ と轢かれた。
2月	一般貨物自動車 運送業	男	60ft	貨物自動車 運転者	5年	トラック	路肩にトラックを停車させて運転席から降り、トラックの 前方で立っていたところ、トラックの後方にタンクローリー が追突し、前方に押し出されたトラックのタイヤの下敷きと なった。
3月	一般貨物自動車 運送業	男	40ft	運転者	6年	トラック	トラックで高速道路を走行中、渋滞で停止していたトラックの後方に衝突した。
4月	ピルメンテナンス業	男	70ft	作業者	12年	乗用車	自転車に乗って管理事務所へ向かう途中、交差点で左折し てきた車両にはねられた。
7月	特定貨物自動車 運送業	男	40ft	運転者	19年	トラック	タンクローリーを運転中、
7月	農業	男	50ft	造園工	25年	トラック	高速道路の植栽点検作業のため、路肩に車を停めて降車し、 徒歩で移動していたところ、トラックが走行車線側の法面に 乗り上げた状態で向かってきて轢かれた。
7月	一般貨物自動車 運送業	男	40ft	貨物自動車 運転者	19年	トラック	トラックを運転し、高速道路のトンネル内を走行中、ハンドル保作を誤り側壁にぶつかり、車外へ投げ出されて、壁に頭を打った。
7月	一般貨物自動車 運送業	男	30代	事務員	3年	トラック	トラックの助手席に乗っていたところ、当該 トラックが 高速道路上で渋滞で停車していたトラックに追突した。



厚生労働省 大阪労働局・各労働基準監督署

https://jsite.mhlw.go.jp/Osaka-roudoukyoku/

R2.8

交通事故は運転者以外に同乗者や一般の人にも被害が及ぶなど、重大な災害となる可能性が大きく、交通事故防止は重要な課題です。

交通事故を防止するために、ヒヤリ・ハット事例の収集、交通安全情報マップの活用など「交通労働災害防止活動」を見える化し(◆安全見える化活動◆)、イラストシートなどを用いた交通危険予知訓練(KYT)を行う(◆安全Study活動◆)など「リスク"ゼロ"大阪推進運動」に取り組んでください。

また、下記の交通事故防止のポイントを参考に、交通労働災害防止対策を考え、実行してください。

# 変通勢量後容能止のための

### ガイドラインの概要

- (1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ① 交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、その管理者の役割、責任及び権限を定め、また、管理者に対して必要な教育を行う。② 安全衛生方針を表明し、目標を設定するとともに、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、その計画を実行して、その結果に基づいて評価・改善を行う。
- (2) 適正な労働時間の管理、走行管理の実行

過労運転防止のため、十分な休憩時間に配慮した走行計画を作成 し、労働時間及び運転時間などを管理する。

- (3) 乗務前の点呼の実施、運転者の体調・保護具の使用状況 等の確認
- ① 点呼時に睡眠時間、疲労状況、飲酒の状況等を確認し、睡眠不足などが認められた場合には、運転を見合わせ、運転者の交替。他の交通機関の利用など適切な措置を行う。
- ② 点呼時に、ヘルメット、プロテクター、蛍光ベストなどの保護具 の使用状況等を確認する。
- (4) 安全運転のための教育、危険予知訓練の実施
- ① 交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の治療、体調の維持などに関する事項、タコグラフや作業日報の記録などから判明した安全走行に必要とされる事項、交通安全情報マップの作製及び関係法令などについて教育する。 (◆安全見える化活動◆)
- ② イラストシートなどを用いて交通点数子組制線(代行)を行い、権 役的危険性を予知し、交通事故を防止する能力を養う。

(◆安全Study活動◆)

### (5) 健康診断などの実施

視力やSAS等の項目を入れた定期健康診断を行う、また、長時間労働者には医師による面接・相談を受けさせる。

# ★ 高速道路において注意してほしいこと

- 十分な車間距離をとる
- ・故障時など、車内に残らない、車外で車の傍に留まらない、安全な場所に避難する
- 前方不注意(脇見運転・漫然運転)をしない

高速道路を利用する場合は、高速道路の特性を踏まえた交通事故防止を講じるようにしてください。

★ 漫然運転とは「集中力・注意力が低下した状態の運転」のことで、脇見運転と併せて道路交通法上は安全運転義務違反(前方不注意)に分類されています。

#### 漫然運転の原因としては

- 運転中に考えごとをしている
- ・ 睡眠不足や疲労がたまっている
- 同乗者との会話に夢中になる
- 単調な道路で長時間運転している
- ・ 運転慣れにより緊張感がなくなり漫然運転になる

### 等が考えられます。

#### その結果、

- 歩行者・信号・道路標識等を見落とす
- ・ 歩行者や走行車両の急な動きに対応できない
- ブレーキ操作が遅れる
- ・車間距離が保てない
- スピード違反となる
- 等、大事故の原因につながります。



前方をよく見て・常に前方に潜む危険を予測しながら運転をすることが大切です。

# リスク"ゼロ"大阪推進運動

- ◆ リスク"ゼロ"大阪推進運動は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。
- ◆ この運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別無く、全ての労働者の健康が確保され、安全・安心に働くことができる職場の実現に取り組むものです。
  - ◆ スローガン ◆ 『リスク無くして、ゼロ災害』
  - ◆ 期 間 ◆ 平成30年度から5か年
    - ~ 取り組もう! 5つの活動 ~

安全見える化活動 安全Study活動 リスク評価推進活動 今日も一日ご安全に活動



# NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS) からのお知らせ

大ト協 移動健康相談事業が はじまりました

# 定期健康診断



正しく受診し、無駄な再検査・精密検査をなくしましょう

# 正しい健診結果が出るようにするために…

(公社)全日本トラック協会

「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」より

★食事について

健診受付までに10時間の絶食が望ましいとされています。食事をとった場合は正直に申告しましょう。

### 午前中検査の場合

前日の夕食は早めに済ませ、当日の朝食 は取らないでください。ガム、コーヒー、 ジュースなどの飲料水も控えましょう。



### 午後から検査の場合

朝食後は水以外口にしないようにし、 昼食は健診が終了するまで食べないで ください。



★飲酒・喫煙について

飲酒は肝機能検査、血中脂質等に、喫煙は貧血等の検査に影響が出ますので、控えてください



★服薬は医師の指示を守りましょう

常備薬は服用してください。糖尿病の薬を服用している場合、朝食を抜くと 低血糖発作を起こす危険性がありますので、必ず主治医に相談してください。





★着衣について

- ・アクセサリー、時計等は外してください。
- ・心電図検査の導子をつける都合上、靴下・ストッキングは脱衣しやすいものでおいでください。
- ★問診表はあらかじめ記載しておきましょう



# 全ト協事業「運輸ヘルスケアナビシステム®」を活用し、健診後のフォローアップを!

★健診結果の見方がわからない、再検査者にどう指導したらよいか わからない、という担当者様を強力にサポートいたします。

お問い合わせは専用ダイヤル 06-6167-8171

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のために

- ★体調のすぐれない方は受診を見合わせましょう。
- ★ 受診時は、
- ・各自マスクを持参し、着用してください。
- ・健診施設への入退館時のほか、健診中も適宜手指のアルコール消毒をしてください。 アルコールを使えない方はハンドソープ等による手洗いをお願いいたします。
- ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力ください。
- ・健診施設入口等での非接触型体温計を用いた検温にご協力ください。
- \*詳細は大ト協配布の「定期健康診断受診の方への『注意事項』」をご確認ください









(公社)全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関 (一社) 大阪府トラック協会 SAS検査受託機関



# NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

〒536-0014 大阪市城東区鴫野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階

ヘルスケアネットワーク

TEL: 06-6965-3666 URL:

https://www.ochis-net.jp/

FAX: E-mail:

06-6965-5261 sas @ochis-net.com

# ⑥ 近畿共済のページ

### 事故防止機器購入(リース)費用の一部助成を実施します。

当組合では本年度も昨年に引き続き、事故防止推進のために事故防止機器購入(リースを含む)にかかる費用の一部助成を下記の通り実施しています。

#### 1. 助成対象者

対人共済契約組合員

#### 2. 助成対象機器

ドライブレコーダー (ドラレコ単体) デジタルタコグラフ (デジタコ単体) ドライブレコーダーとデジタルタコグラフの一体型

#### 3. 実施期間

す。

令和2年8月1日から3年2月28日まで

全機種とも、令和2年1月1日以降に導入した機器を対象として適用します。 申し込みが助成予算額に達した時点で、助成の取扱いを終了させていただきますの で。申し込みの際には、事前に電話または当組合ホームページにてご確認をお願いしま

### 4. 助成の範囲及び金額

助成金額は、1 台あたり 10,000 円(購入金額が 10,000 円を下回る場合は購入金額)、助成台数は下表の台数を限度とします。トラック協会の助成との重複利用も可能です。

#### 【 契約台数区分別の助成台数 】

台数区分	対人契約台数(令和2年3月末)	助成台数の上限
А	100台以上	25台まで
В	50台~99台	15台まで
С	11台~49台	10台まで
D	6台~10台	5台まで
Е	1台~5台	対人契約台数

お申込み、お問合わせは 事故防止サービス課 TEL 06-6965-2826

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています 近畿共済の自動車共済・自賠責共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、契約サービス課06-6965-2824まで

### D.K 大貨健保のページ

### 大貨健保に加入のみなさまへ

# 契約保養施設のご案内

新しい施設が加わりました。契約保養施設をぜひご利用ください。

施設名	所在地	電話番号
ダイワロイヤルホテルズ	全国	0120-017-626 西日本営業部予約センター
青山ガーデンリゾート ホテル ローザブランカ	三重県伊賀市	0595-52-5586
不死王閣	大阪府池田市	072-751-3540
みのお山荘 風の杜	大阪府箕面市	072-722-2191
河内長野荘	大阪府河内長野市	0721-62-6666
くろんど荘 NEW!	奈良県生駒市	0743-78-5151
ホテルよしだ	京都府舞鶴市	0773-64-6600
料理旅館 松風	京都府宮津市	0772-26-0139
普門院	和歌山県高野山	0736-56-2224
椿温泉 しらさぎ	和歌山県白浜町	0739-46-0321
ちぐさ旅館	香川県小豆島	0879-84-2153
若狭高浜観光協会	福井県高浜町	0770-72-0338
かんぽの宿	全国	詳しくはかんぽの宿 ホームページをご覧ください



#### √補助**金額**

被保険者: 3,000円

被扶養者:1,500円(3歳以上) ※2連泊まで補助対象

#### √利用方法

施設に予約後、大貨健保に「契約保養施設利用申込・補助金交付申請書」を

「利用通知書」を発行いたしますので、宿泊の際に施設のフロントに提出して、 補助金を差し引いた額をお支払いください。

※申請書は大貨健保のホームページに掲載しています。

健康管理センター 206-6965-4056

### 大貨特退共のページ

### 【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

### 『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入(1,000円から500円きざみで選択可能)
- ★労務対策としても好適

#### 『給付表』

口数月額	2 🗆	4 □	6 □	8 🗆	10□	20□	30□	40□	60□
加入年数掛金	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

### 『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

### 特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に〇印をご記入のうえ FAXにてご返信ください

- 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鴫野西2丁目11番2号 - 般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会

電 話 06-6965-2230 FAX 06-6965-2231 ●委託保険会社(委託割合) たち生命保険担互会社(64.2%)

住友生命保険相互会社(64.3%)[事務幹事] 日本生命保険相互会社(31.2%)

明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの 委託割合(平成14年7月4日現在)による保険契約上の責任 を負います。(委託会社および委託割合は変更されることがあります。)

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

### 大阪府不正軽油防止対策協議会からのお知らせ



### 近畿地区軽油価格調査集計表(2020年7月分)

全ト協調べ

#### ■単純集計表

※消費税抜き価格です

スタンド平均	ローリー平均	カード平均
87.85	77.05	87.33

### ■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JXTGエネルギー	82.15	76.15	89.05
出光	78.00	77.30	84.23
昭和シェル	101.33	75.45	
エクソンモービル			
キ グ ナ ス		76.80	
コスモ	83.97	76.93	85.45
その他	88.33	77.41	87.43

### ■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル 未満	88.98	77.44	88.71
30~50キロリットル未満	78.25	75.20	79.12
50~100キロリットル未満		76.07	84.50
100キロリットル以上		74 10	

#### ■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	88.75	79.35	85.63
30~60日未満	88.27	76.03	87.79
60 H D F	77.40	81.00	87.70

#### ■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年3月	94.64	83.30	91.03
2020年 4 月	86.22	70.25	82.21
2020年5月	80.05	65.82	74.44
2020年6月	81.98	72.99	82.40
2020年7月	87.85	77.05	87.33

### 軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

(2020年7月度)

大ト協調べ ※消費税抜き価格です

~					
	項目	スタント	ご 買 い	ローリー	- 買 い
元売別		平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオ	ス	91. 1	78. 4	76. 1	71. 9
出	光	92. 3	79. 0	78. 9	73. 0
昭和シェ	ルル	90. 8	79. 0	76. 1	74. 5
モービ	ル	85. 0	85. 0		
エッ	ソ			79. 3	78. 8
ゼネラ	ル			75. 6	75. 8
キグナ	ス				
コス	モ	90. 3	82. 0	81. 0	75. 0
その	他	85. 1	74. 5	74. 2	73. 0
全	社	(加重平均値)89.8	(最低価格)74.5	(加重平均值)77.7	(最低価格)71.9

### 府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

					事	前	届	出	
		増・減	車区分	1	牛 娄	Ź	台数		
				5月	6月	7月	5月	6月	7月
//李早日4	積合せ	増	車	27	38	37	41	98	62
44 704	関って	減	車	28	39	25	52	89	39
	般	増	車	(8) 441	(11)546	(9)517	(35)730	(55) 981	(41)883
	州又	減	車	430	550	548	638	850	1,019
特	定	増	車	О	0	О	О	0	0
44	疋	減	車	О	О	О	О	0	0
_	<b>⇒</b> L	増	車	(8) 468	(11)584	(9)554	(35)771	(55) 1,079	(41)945
合 訂	減	車	458	589	573	690	939	1,058	
合	計	減	車		589		l———		

※( )新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

### N A S Α だ ょ IJ

#### ◎運行管理者等指導講習業務

(2020年7月末現在)

区分	区分				基礎	講習	特別	講習
	開催回数	受講者数と区分		開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	
年月	用性凹奴	運行管理者	補助者等	計	用性凹刻	又两白奴	用作凹奴	又两白奴
2020 年 7 月	4	126	21	147	1	67	О	0
2020年度累計	5	160	25	185	3	174	0	0

#### ◎適性診断業務

(2020年7月末現在)

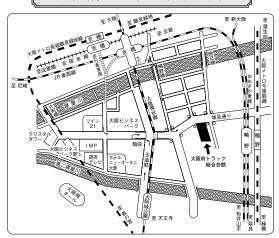
区分			受	診	者	数	
	任	意		義	務		合 計
年 月	一般	特別	初任	適齢	特定 I	特定Ⅱ	
2020 年 7 月	737	2	400	51	8	0	1,198
2020年度累計	3,474	2	1,552	152	26	0	5,206

### 🚵 お悔やみ申し上げます 🚵

中道運輸㈱ (門真市四宮4ノ5ノ13=東北支部) 社 長 小久見公明殿、7月29日死去、84歳。葬儀は家 族葬にて執り行われた。

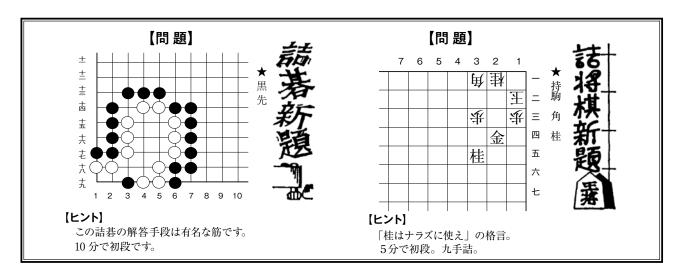
(株)奥山商店(守口市大日東町46ノ18=東北支部) 社長 奥山良一殿、8月9日死去、75歳。葬儀は近親 者のみにて執り行われた。

### 大阪府トラック総合会館



#### ● 交通のご案内 ●

- J R 大阪環状線・・・・・・ 「京橋」南出口徒歩約10分・ 「大阪城公園」徒歩約10分
- 「京橋」南出口徒歩約10分・ 「鴫野」徒歩約15分
- J R おおさか東線・・・・・・・ 「鴫野」徒歩約15分
- ○京阪本線・・・・・「京橋」徒歩約15分
- ○大阪メトロ長堀鶴見緑地線・・・ 「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・ 「京橋」徒歩約20分
- ○大阪メトロ今里筋線・・・・・ 「鴫野」徒歩約15分



# いつも 安全・安心ガードで大切なお荷物を守っています。

# トラックは生活と経済のライフライン

国内貨物輸送量 47 億トンの 9 割を占めるトラック輸送は、我が国の 基幹産業として、生活と経済を支えるライフラインの役割を担っています。



# 全日本トラック協会

(公社)北海道トラック協会
(公社)山形県トラック協会
(一社)埼玉県トラック協会
(公社)新潟県トラック協会
(一社)岐阜県トラック協会
(一社)京都府トラック協会
(一社)鳥取県トラック協会
(一社)徳島県トラック協会
(公社)佐賀県トラック協会
(公社)鹿児島県トラック協会

(公社)岩手県トラック協会 (一社)茨城県トラック協会 (一社)東京都トラック協会 (一社)富山県トラック協会 (一社)愛知県トラック協会 (一社)兵庫県トラック協会 (一社)岡山県トラック協会 (一社)愛媛県トラック協会 (公社)熊本県トラック協会 (公社)宮城県トラック協会
(一社)栃木県トラック協会
(一社)神奈川県トラック協会
(一社)石川県トラック協会
(一社)三重県トラック協会
(公社)奈良県トラック協会
(公社)広島県トラック協会
(一社)高知県トラック協会
(公社)大分県トラック協会

(公社)秋田県トラック協会 (一社)群馬県トラック協会 (一社)山梨県トラック協会 (一社)福井県トラック協会 (一社)滋賀県トラック協会 (公社)和歌山県トラック協会 (一社)山口県トラック協会 (公社)福岡県トラック協会 (一社)宮崎県トラック協会

### 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会からのお知らせ



### ルールを守って「道路」を守ろう



「特殊車両通行許可申請」をしてください。



### ルールを守って「道路」を守ろう



#### 建設機械は 分割してください。

道路法の上限値などの 一般制限値を超えないように、 分割しましょう。



### ルールを守って「道路」を守ろう



取締の強化、道路管理者や警察などで連携して 対策を強化しています。

地域全体で大型車の適正通行が進むよう、協議会をつくって 対策を強化しています。

### ルールを守らないと

道路法や道路交通法違反です。 運転手だけでなく運送業者にも





特重通行許可証

### ルールを守らないと



重量が基準の2倍以上の 悪質違反者は、 即時告発の 対象となります。



#### ルールを守らないと



荷主が違反に関与した場合は、荷主に「警告」、 主体的に関与すれば「荷主勧告」に至り、 荷主の名前が公表されます。

**軸重…**左右のタイヤを支える車軸にかかる重量を「軸重」といいます。 軸重が、制限値の10トンを2割超えるだけで、舗装への影響は2倍、 橋梁への影響は9倍になります。

「積める重さ」と「運べる重さ」はちがいます。…「積める重さ」は最大 積載量(道路運送車両法)、「運べる重さ」は橋などの道路構造物の重量 制限(道路法)です。だから、通行経路によっては最大積載量の荷物を 積むことができません。







車両総重量

車両重量

最大積載量 乗車定員の重量



### 一部の違法な重量超過車両によって、道路は大きなダメージを受けています。

#### 道路や橋には重さの制限があります。

橋や道路がつくられた時期や構造はさまざま、耐えられる重量も みんなちがいます。「これ以上重い車両は耐えられない」という限 界の重さ(重量制限)が橋や道路それぞれにあり、それを超えた重 量の車両が通行すると、橋や道路に大きなダメージを与えます。

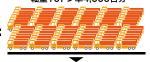
#### ダメージを受けたら→補修工事→通行規制で渋滞発生。

ダメージを受けた橋や道路は補修工事をしなければなりません。 工事をするときには通行規制をするなど、渋滞の原因をつくって しまいます。

#### 軸重20トン車は軸重10トン車の 約4,000台相当のダメージ







軸重20トンの車1台が道路橋の劣化に与える影響は、10トン車 の約4,000台に相当します(国等が実施した実験結果)。また 道路橋の劣化の約9割以上は、重量を違法に超過した全走行車 両のわずか0.3%の大型車両が引き起こしています。



●お問い合わせ 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会事務局(近畿地方整備局 道路部 交通対策課) TEL 06-6942-1141(代) FAX 06-6942-3911

### 今月の [Let's Try Cooking 1. 2. 3

学校法人行吉学園 発行 神戸女子大学•神戸女子短期大学食物研究会編集 「食物と健康」No.170より掲載 http://www.yg.kobe-wu.ac.jp



### ●なめ茸入り卵焼き

### [材料] 1人分 卵------2個 なめ茸……… 大きじ2 (30 g) 青葱------ 5 g

- ① ボウルに卵を割りほぐす。
- ② 青葱は小口切る。
- ③ ①になめ茸と2を加えて混ぜる。
- ④ 卵焼き器に油をひき、卵は2回に分けて入

### [ 栄養 DATA / 1人分]

エネルギー	105kcal
たんぱく質	7.3g
脂質	···· 5.2g
食物植程	1.3g
ビタミン日:	0.11mg
食塩相当量	1,5g

### ●揚げだし豆腐なめ茸あんかけ

### [材料]1人分

木豌豆腐	1/3T (120 g)
なめ茸	大きじ2 (30g)
パブリカ	5 g
片栗粉	適宜
だし汁	70 g
片栗粉	
*	

### [作り方]

- (i) 木綿豆腐はキッチンペーパーで包んで水気を取り、3等分する。
- ② 片栗粉をまぶして、余分な粉は軽くはたい て落とす。
- ③ パブリカは3cm長さの薄切りにする。
- 選げ油を170℃に温めて、2を掲げる。
- (3) 鍋にだし汁となめ茸を入れて混ぜ、水溶き片栗粉でとろみをつける。(6) ③を皿に盛り、5をかけて、3を散らす。

### [ 栄養 DATA / 1人分]

エネルギー	130kcal
たんぱく質	9.1g
脂質	5.1g
食物繊維	1.8g
ビタミン B:	0.17mg
食塩相当量	1.4g

下」の手順。

手である。 手である。

〈詰め上がり図〉

王 [桂

Ξ

四 五 六 t

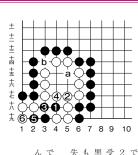
Ħ

爭桂爭

桂

### 【正解手順】

## 詰 め将棋 【解答】



【解答】

の登龍門です。本題も「石の下」の筋では基本的な部類に入詰碁では「石の下」の筋が読めるかどうかが、有段詰碁 -」の手順。白6と取らせたあとに、黒7(=3の切り)正解は黒1の朴訥なアテです。白2に黒3、5が「石の

# で白死です。初手を黒 2から打つと、白1と 受けられます。続いて 黒aで白三子を取って も、白5と応じられて 失敗です。

### 詰 め 囲 碁 解答

### — 44 —

### 令和2年度トラック広報連載企画 「活躍する若手トラックドライバー」 取材協力のお願い

トラック広報では令和元年度、「我が社の取り組み」と題しまして、会員事業者の社長様等に各社の人材採用等の取り組みについてインタビューさせて頂き、連載企画として掲載してまいりました。

令和2年度のトラック広報(令和2年4月号~令和3年3月号)の連載企画では、現在若年世代を中心にトラックドライバー不足が深刻な課題となっている中、会員事業者様で活躍されている入社3~5年の若手ドライバー(35歳くらいまで)の方の特集記事を掲載しております。

つきましては取材にご協力いただける会員事業者様を募集させていただいておりますので、 下記により FAX にてご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。(ご応募頂きました事業者様には事務局よりお電話させて頂きます)

※内容については、次のような内容としております。

【日常の業務やドライバーになったきっかけ、将来の夢、入社時と比べての現在の心境、休日の過ごし方等についてインタビュー・可能な範囲内での業務の同行取材・上司の方のインタビュー・将来ドライバーを目指される方へのメッセージ動画 (ホームページに掲載)】

※掲載回数に限りがございますので、たくさんのご応募を頂いた際は当協会にて選定させて 頂く場合がございます。(大ト協ではドライバー不足問題の解消に向けて今後もさまざまな 取り組みを検討いたしますので、その他の機会でもご協力いただければ幸いです。)

記

(一社) 大阪府トラック協会 企画室 宛

FAX: 06-6965-4019

1	貴社名				
2	支 部 名				
3	取材対象と	こなるドライバ―について	入社して(	年目)・年齢(	歳)
4	ご担当者名				
<b>(5)</b>	雷託釆只				

お問い合わせはこちらまで TEL: 06-6965-4001

(一社) 大阪府トラック協会 企画室

### ラッピングトラックででマーク制度をPR

全日本トラック協会では、安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)の荷主や地域社会への更なる認知度アップと、トラック運送業界のイメージアップを図るための広報活動の一環として、シンボルマークである「Gマーク」のデザインを施したラッピングトラックを、認定事業所の協力を得て平成24年度より全国で走行させています。

当協会でも、このたび新栄運輸株式会社(東北支部)にご協力いただき、8月3日 に同社の車両にラッピングを施しました。

同社には今後1年間、ボランティアとしてラッピングトラックのPR走行にご協力いただくことになります。





「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。 編集·発行人 一般社団法人 **大阪府トラック協会** 専務理事 滝口 敬介

### 9月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会 大阪府警察本部交通部

令和2年 **秋の全国交通安全運動** 9月21日(月)~30日(水)

### 全国重点

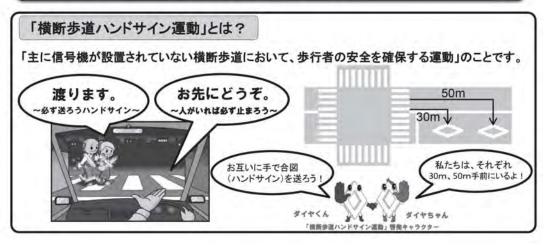
- 子供を始めとする歩行者の安全と
  - 自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
  - ع ا
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と
  - 飲酒運転等の危険運転の防止

### 大阪重点

○「横断歩道ハンドサイン運動」の推進

### スローカン

○ 交さ点 命のきけんが かくれんぼ



カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

### 事業用貨物自動車の交通事故発生状況

### ● 各年の 12 月末までの確定値

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
件数	2,342	2,164	2,144	2,000	1,892
死 者 数	29	19	21	21	20
負 傷 者 数	2,901	2,666	2,684	2,514	2,321

### ● 各年の7月末までの確定値

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
件数	1,244	1,160	1,093	1,061	951
死 者 数	11	9	13	9	12
負 傷 者 数	1,511	1,436	1,380	1,279	1,109

### ● 各年の7月中の確定値

区分	年 平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
件数	171	193	173	170	152
死 者 数	1	2	3	2	1
負 傷 者 数	208	246	223	206	171

注:件数は事業用貨物自動車が1当となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた 全死傷者数を計上。 会員各位

大卜協第163号 令和2年9月

一般社団法人大阪府トラック協会 会 長 辻 卓 史

### 令和2年度「整備管理者」選任後研修の開催について

(ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、道路運送車両法第50条の規定に基づき選任された『整備管理者』につきましては、 貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条で運輸局長の行う「研修」の受講が義務付けられて います。

つきましては、「平成31年度・令和元年度(2019年度)整備管理者選任後研修 未受講者」または「令和2年度(2020年度)に新たに選任された整備管理者」を対象に、下記のとおり「研修」が開催されることとなりましたのでご案内いたします。各位におかれましては業務ご多用中のところ誠に恐縮ですが、対象者のご受講方について格別のご高配をくださいますようよろしくお願い申しあげます。

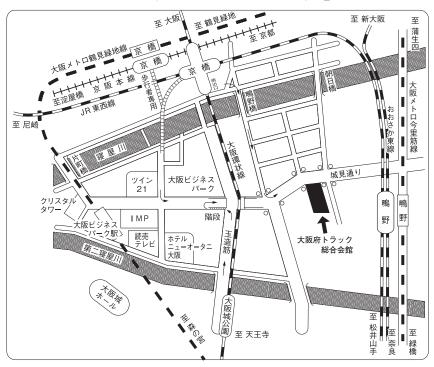
なお、当研修は2年毎の受講となりますので、平成31年度・令和元年度(2019年度)の研修を受講された方には受講義務はございません。

記

- 1. 日時・場所 「開催日程」をご確認ください
- 2. 受 講 料 1名につき <u>1,000円</u> (研修資料代他) ※当日、会場受付で申し受けますが、釣り銭のいらないようご準備をお願いします。
- 3. 研修内容 (1) 整備管理者制度および関係法令について
  - (2) その他
- 4. 研修資料 近畿運輸局監修 整備管理者研修資料
- 5. 講師 近畿運輸局 大阪運輸支局 整備部門 担当官 他
- 6. 定 員 「開催日程」をご確認ください (※定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 7. 申込方法 「申込書 兼 受講票」にご記入のうえ、<u>各開催日の1週間前まで</u>に大阪府トラック協会〔適正化事業部〕へ <u>FAX. 06-6965-1902</u>にてお申し込みください。<u>お送りいただいた「申込書 兼 受講票」は受付の際に必要と</u>なりますので、当日必ずご持参ください。

(一社) 大阪府トラック協会 適正化事業部 ( IEL. 06 - 6965 - 4024 ) までお願いいたします。

### 「 大阪府トラック総合会館 」



交通のご案内

JR「大阪城公園駅」下車 徒歩約10分

JR「京橋駅」南出口 下車 徒歩約10分

JR「鴫野駅」下車 徒歩約15分

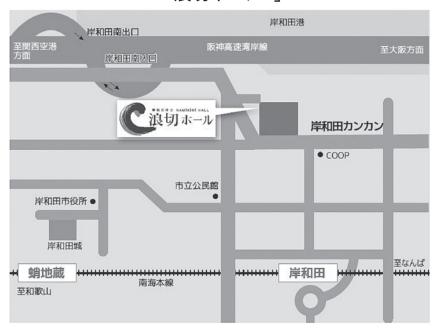
京阪「京橋駅」下車 徒歩約 15 分

大阪メトロ「大阪ビジネスパーク駅」 下車 徒歩約 10 分

大阪メトロ「京橋駅」下車 徒歩約20分

大阪メトロ「鴫野駅」下車 徒歩約15分

### 「浪切ホール」



〔最寄り駅 : 南海電鉄南海線 …「岸和田」駅〕

### 令和2年度「整備管理者」選任後研修 開催日程

日 時	場所	定 員
①令和2年11月10日(火)		100夕
10:00~12:00	大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601	100名
②令和2年11月10日(火)	(大阪市城東区鴫野西2−11−2)	100名
14:00~16:00		Т
③令和2年11月26日(木)	岸和田市立 浪切ホール 「大ホール」	500名
13:00~15:00	(岸和田市港緑町1−1)	30071
④令和2年12月17日(木)		100名
10:00~12:00		1007Д
⑤令和2年12月17日(木)		100名
14:00~16:00		10041
⑥令和3年01月19日(火)		100名
10:00~12:00		1004
⑦令和3年01月19日(火)		100名
14:00~16:00	大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601	1004
⑧令和3年02月02日(火)	│ │(大阪市城東区鴫野西2-11-2)	100名
10:00~12:00		1007
⑨令和3年02月02日(火)		100名
14:00~16:00		1001
⑩令和3年02月18日(木)		100名
10:00~12:00		1004
①令和3年02月18日(木)		100名
14:00~16:00		1001

<sup>※「</sup>大阪府トラック総合会館」の駐車場は狭小ですので、公共交通機関でお越しください。

一般社団法人大阪府トラック協会 適正化事業部 行

### 「整備管理者」選任後研修

## 申込書 兼 受講票

令和	年	月	日 (		)	時~	
※「開	開催日程」を	ご確認のうえ、	ご希望日時を	<b>1 つだけ</b> ご	ご記入くだ	さい	
ふりがな							
事業者名				支部	名		
住 所	<del>i</del>						
電話番号	<u> </u>						
	,						
受 講 者 ふりがな							
氏 名							
生年月日	昭和	1 / 平成	年	月	E	<u> </u>	
FAX. (06) 6965-1902							

#### 「 修了証 」について

・受講者には大阪運輸支局より「 修了証 」が交付されます。

### 当日持参いただく物

- ・受講料(1,000円)・筆記用具・「申込書 兼 受講票」
- ・運転免許証(その他公的機関が証明した身分証明書) ※受付時に本人確認を行います。

### ※「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応」

- 受講義務がない方は受講を延期いただきますようお願いいたします。
- ・研修中は、会場の換気のため、窓を開けさせていただく場合がございます。
- ・受講者と受講者の間を広くとるため、机は使用せず、イスのみでの研修とさせていただきます。
- ・受講の際は、必ずマスクを着用するとともに、一般的な感染防止対策を徹底してください。
- 以下①~⑤の場合には、受講をしないでください。
  - ①37.5℃以上の発熱、咳等の症状がある方
  - ②直近2週間以内に新型コロナウイルスに感染した人と接触した方
  - ③ご自身および同居するご家族に海外から2週間以内に帰国した人がいる方
  - ④ご自身、同居するご家族および身近な方に感染が疑われる人がいる方
  - ⑤新型コロナウイルスに罹患し治癒していない方

今後の流行状況によっては、急な中止となる可能性がございます。

各位

大 ト 協 第 1 6 7 号 令 和 2 年 9 月

一般社団法人大阪府トラック協会 会 長 辻 卓 史

# 令和2年度「60分でわかるトラック重大事故対策」 セミナーの開催について (ご案内)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会運営に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、事業者・管理者・ドライバーが、交通事故防止対策により一層取り組むため「交差点事故」と「追突事故」を中心デーマに、ドライブレコーダの映像を活用して、重大事故の特徴や対策をわかりやすく解説するセミナーを下記により開催することといたしました。

本年度は感染症予防対策として少人数での複数回開催を予定しております。

みなさまにおかれましては、ご多用のこととは存じますが、事故防止に向けて、お 繰り合わせのうえ是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和2年10月27日(火)午後1時30分~午後4時30分 令和2年10月28日(水)午後1時30分~午後4時30分

※受講者の間隔を拡げる等の感染症対策を実施のため、各回の定員は約30名といたします。

- 2. 場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
- 3. 講 師 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ご担当者 ※全日本トラック協会「トラック交差点事故防止マニュアル~交差点事故撲滅キット ~」制作受託事業者
- 4. 内 容 「交差点事故」と「追突事故」を中心テーマに、ドライブレコーダの映像を活用して、重大事故の特徴や対策をわかりやすく解説するとともに、出席者同士の小集団での情報交換を行う。
  - ○第1部:セミナー(1時間程度)
  - ○第2部:小集団での情報交換(1.5時間程度)
  - ※第2部では、出席者の中から情報交換の進行役を決める予定です。
- 5. 申込方法 **令和2年10月20日(火) まで**に別紙申込書によりFAXでお申し 込みください。
- 6. そ の 他 · 本セミナー受講で翌年度Gマークの加算対象となります。
  - ・受講の際はマスク着用にご協力のほど、よろしくお願いいたします。 また、発熱、咳、倦怠感など風邪症状のある方の受講はお断りいたしま す。

一般社団法人大阪府トラック協会

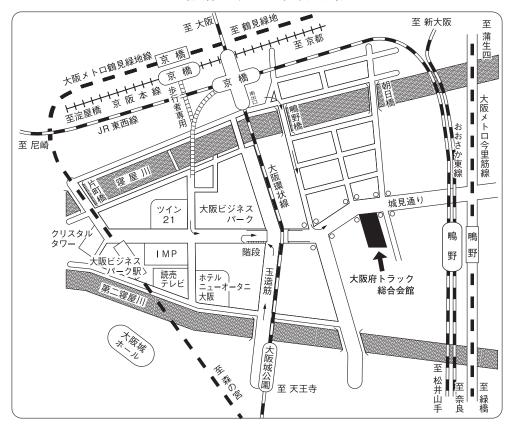
交通・環境部行

FAX. (06) 6965-4029

### 令和2年度「60分でわかるトラック重大事故対策セミナー」参加申込書

希望日時 (ご希望の日程に <b>✓</b> をお願いします)	□ 令和	12年10月	27 日 (火)	午後1時	30 分~午後 4	時 30 分
	□ 令和	12年10月	28 日 (水)	午後1時	30 分~午後 4	時 30 分
事業者名					(支部名	)
営業所名			営業所	※社内呼称で	ではなく正式名称でお書	きください。
参加者	氏名1			氏名 2		
連絡先	TEL			FAX		
住所						

### 各回の1事業者の定員は2名までとさせていただきます。



### 大阪府トラック総合会館

交通のご案内

JR「京橋駅南出口」下車徒歩約10分 大阪メトロ「大阪ビジネスパーク駅」下車徒歩約10分 京阪「京橋駅」下車徒歩約15分

J R「鴫野駅」下車徒歩約15分

通報

各位

大 h 協 第 1 6 8 号 令 和 2 年 9 月

一般社団法人大阪府トラック協会 会 長 辻 卓 史

### 令和2年度トレーラの適正な使用等に係る研修会の開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて、トレーラの適正な使用等に関しては、国土交通省から「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」の通達を受け、継続的な保守管理の徹底をお願いしているところでございますが、今年度も日本自動車車体工業会から講師を迎え、みだしの研修会を開催することといたしました。本年度は感染症予防対策として少人数での複数回開催を予定しております。

つきましては、各位におかれましては何かとご多用のところを誠に恐縮ですが、お差し繰りのうえ、ぜひ多数のご出席を賜わりますよう、ご案内と併せましてよろしくお願い申しあげます。

記

1. 日 時 令和2年11月11日(水)午後1時30分~午後4時(予定) 令和2年11月12日(木)午後1時30分~午後4時(予定)

※受講者の間隔を拡げる等の感染症対策を実施のため、**各回の定員は約30名**といたします。

- 2. 場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
- 3. 講 師 一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会 ご担当者
- 4. 内 容 (1)トレーラのより安全な使用について
  - (2) セミトレーラ、フルトレーラの特徴比較やトレーラに関する法改正について
  - (3)トレーラの安全装置(ABS及び横転抑制装置)とその有効性
- 5. 申込方法 **令和2年11月4日(水)まで**に別紙申込書によりFAXでお申し込みください。
- 6. そ の 他 · 本セミナー受講で翌年度Gマークの加算対象となります。
  - ・受講の際はマスク着用にご協力のほど、よろしくお願いいたします。 また、発熱、咳、倦怠感など風邪症状のある方の受講はお断りいたします。

一般社団法人大阪府トラック協会

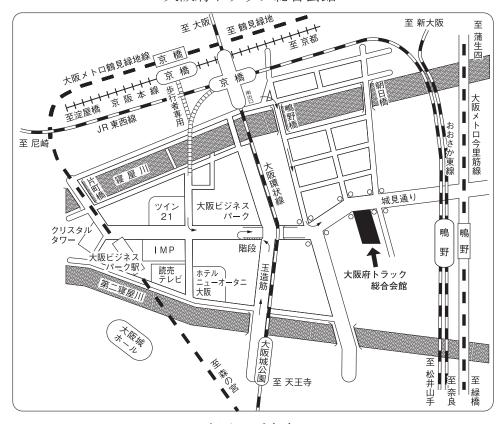
交通・環境部行

FAX. (06) 6965-4029

### 令和2年度「トレーラの適正な使用等に係る研修会」 参加申込書

希望日時 (ご希望の日程に <b>ノ</b> を お願いします)		•	•	•		章 30 分~午後 章 30 分~午後	
事業者名						(支部名	)
営業所名			営業	新	※社内呼称で	ではなく正式名称でお	言書きください。
参 加 者	氏名1				氏名2		
連絡先	TEL				FAX		
住 所							

### 各回の1事業者の定員は2名までとさせていただきます。



### 大阪府トラック総合会館

交通のご案内

JR「京橋駅南出口」下車徒歩約10分 大阪メトロ「大阪ビジネスパーク駅」下車徒歩約10分 京阪「京橋駅」下車徒歩約15分

J R 「鴫野駅」下車徒歩約15分

各 位

大 h 協 第 1 7 1 号 令 和 2 年 9 月

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 辻 卓 史

### 令和2年度 健康起因事故防止セミナー ~過労死等の根絶を目指して~の開催について(ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業用トラックによる交通事故は減少傾向にありますが、ドライバーの健康に起因する事故は増加傾向にあるなか、今年度は新たに標記セミナーを実施いたします。

本セミナーでは、過労死や健康起因事故を引き起こす原因となる病気(心臓疾患、脳血管疾患、SAS)について知ってもらうとともに、生活習慣病の予防方法等を説明いたします。

また、健康チェックシート等を用いた小集団による意見交換等を行うとともに、受講者がセミナーで使った資料等を用いて、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図ることといたします。

つきましては、各位におかれましては何かとご多用のところを誠に恐縮ですが、お繰り合わせのうえ、ぜひともご参加賜わりますようよろしくお願い申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、セミナー会場は、換気をしっかり行い、アルコール消毒液等を用意するなど、感染防止対策を行います。

受講者のみなさまにおかれましては、<u>当日は必ずマスクを着用</u>し、<u>体調が少しでもすぐれない時は、出席を見合わせる</u>等のご対応をよろしくお願い申しあげます。

記

- 1. □ 時 令和2年10月5日(月)午後1時30分~午後4時30分
- 2.場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室 大阪市城東区鴫野西2-11-2 TEL(06)6965-4033
- 3. 主 催 (公社) 全日本トラック協会、(一社) 大阪府トラック協会
- 4. 内 容 (1) 健康チェックシートによる健康チェック (グループワーク)
  - (2) 健康起因事故の現状・引き起こす病気・病気の原因(座学)
  - (3) スライド「あるドライバーの1日の行動」(グループワーク)
  - (4) 生活習慣病等の予防方法 (座学)
- 5. 講師 SOMPOリスクマネジメント(株)ご担当者
- 6. 定 員 40名(申込期限:先着順。定員になり次第締め切ります)
- 7. 申込方法 <u>令和2年9月30日(水)までに</u>別紙申込書によりFAXでお申し込みください。 **※当日出席いただく方につきましては、名刺2枚・筆記用具・マスクを必ずご持参ください。** 
  - 本セミナー受講で翌年度Gマークの加算対象となります。

### 一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部行

FAX. (06) 6965-4029

令和2年度 健康起因事故防止セミナー ~過労死等の根絶を目指して~ 参加申込書 令和2年10月5日(月)

事業者名			()	支部名	)	
営業所名		営業所 ※社内呼称ではなく正式名称でお書きください。				
住 所						
連絡先	TEL		FAX			
参加者	氏名1		氏名2			

1事業者の定員は2名までとさせていただきます。

至 新大阪 至 蒲生四 大阪メトロ今里筋線 至 尼崎 城見通り 大阪ビジネス ツイン 21 パーク クリスタル 階段 IMP野 大阪ビジネス パーク駅〉 大阪府トラック 総合会館 ータニ ニュ· 大阪 公園 至一奈良 至緑 至 天王寺 

### 大阪府トラック総合会館

交通のご案内

JR大阪環状線大阪城公園駅下車徒歩約 10 分・京橋駅南出口下車徒歩約 10 分 京阪本線京橋駅下車徒歩約 15 分・JR東西線京橋駅南出口下車徒歩約 10 分 大阪メトロ鶴見緑地線大阪ビジネスパーク駅下車徒歩約 10 分・京橋駅下車徒歩約 20 分 通報

各位

大 ト 協 第 1 7 7 号 令 和 2 年 9 月

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 辻 卓 史

### 「標準的な運賃」の普及・活用セミナー開催のお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解、ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、皆さまご承知の通り、トラック運送業界におきましては運転者不足が大きな問題となっておりますが、その一因と考えられるのが他産業より長い労働時間と低い賃金です。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、法令を遵守しながら持続的に事業を行っていく ための参考となる「運賃」を示すことが効果的であるとの趣旨により、本年4月に国土交通省から「標 準的な運賃」が告示されました。

そこで当協会では、「標準的な運賃」の考え方とその適用方法、および届出手続きなどについて会員の皆さまに普及を図り、荷主との交渉にご活用いただくため、全ト協との共催により標記セミナーを下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、日常業務ご多忙とは存じますが、ぜひともご参加賜りますようお願いいたします。 なお、会場ごとに定員がございますので、1事業者につき1会場のみ、1社2名様までのお申込みと させていただきますので、ご了承ください。

記

- 1. 開催日 ① 令和2年11月26日(木) 新大阪ワシントンホテルプラザ(定員90名) (〒532-0011 大阪市淀川区西中島5-5-15 TEL:06-6303-8111)
  - ② 令和2年11月27日(金) アゴーラリージェンシー堺(定員96名) (〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1 TEL:072-224-1121)
  - ③ 令和2年11月30日(月)アートホテル大阪ベイタワー(定員360名) (〒552-0007 大阪市港区弁天1-2-1 TEL:06-6577-1111)
  - ④ 令和2年12月1日(火) シェラトン都ホテル大阪(定員99名)(〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-1-55 TEL:06-6773-1111)
  - ※4会場とも駐車場に限りがございますので、ご来場の際は可能な限り公共交通機関を ご利用いただきますようお願いいたします。また、駐車券サービスにも限りがありま すので、駐車料金が参加者負担となる可能性もございます。

- 2. 開催時間 13:30~16:30 (予定) ※全日程共通
- 3. 内 容 (1)「標準的な運賃」の告示の概要について 講師:国土交通省 近畿運輸局(大阪運輸支局)ご担当官
  - (2)「標準的な運賃」の告示内容及び活用方法について

講師:日本 PMI コンサルティング株式会社 税理士・首席コンサルタント 小坂 真弘 氏

- 4. 受講料 無料
- 5. 申込方法 別添「参加申込書」に必要事項をご記入の上、きたる令和2年10月30日 (金)までにFAX(06-6965-4039)でお申し込みください。
- 6. 本件に関するお問い合わせ
  - 一般社団法人大阪府トラック協会 企業振興部

〒536-0016 大阪市城東区鴫野西2-11-2 大阪府トラック総合会館5階 TEL:06-6965-4036 FAX:06-6965-4039

### <参 考>

令和3年2月15日には、「標準的な運賃」を基に、より各社が独自の運賃を算出するための「原価計算セミナー」を開催いたしますので、ご興味のある方は併せて受講をお願いいたします。

なお、原価計算セミナーにつきましては、後日正式にご案内いたします。

### 「標準的な運賃」の普及・活用セミナー参加申込書

令和2年 月 日

(一社) 大阪府トラック協会 企業振興部 行

[FAX : 06-6965-4039]

▶ご希望の日程の右枠に○印をご記入ください。 ※1社1会場のみのご参加でお願いします。

	開催日時	希望会場
<u>(1)</u>	令和2年11月26日(木)13:30~16:30	
1	(開催場所:新大阪ワシントンホテルプラザ)	
2	令和2年11月27日(金)13:30~16:30	
(2)	(開催場所:アゴーラリージェンシー堺)	
(3)	令和2年11月30日(月)13:30~16:30	
9	(開催場所:アートホテル大阪ベイタワー)	
	令和2年12月1日(火)13:30~16:30	
4	(開催場所:シェラトン都ホテル大阪)	

	事 業 者 名		所 属	支 部
	参 加 参	者 情 報		
フリガナ		フリガナ		
名 前		名 前		

<連絡先>	TEL:(	) - (	) - (	)
	FAX: (	) – (	) – (	)

- 【留意事項】 1. 先着順の受付とし、定員になり次第締め切ります。
  - 2. 1事業者あたり1会場のみ、2名様までのお申込みでお願いいたします。
  - 3. セミナーの開催時間は、当日の状況により多少前後する可能性がある ことをご承知おきください。

締切日:令和2年10月30日(金)までにお申し込みください。

### 陸災防通報

各位

陸災防大第20号 令和2年8月

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部長 中 原 毅

### 「安全管理者選任時研修」開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり、誠に有難うございます。

さて、労働安全衛生法第 11 条では、運送業において<u>※常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は</u>、安全管理者を選任して、その安全管理者に安全衛生業務のうち安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

また、安全管理者には一定の資格要件が必要とされ、労働安全衛生規則の改正(平成 18年 10月1日施行)で、一定の学歴と実務経験のほかに「**厚生労働大臣が定める研修(9時間)」**を受講・修了していることが義務付けられています。

当支部では、安全管理者を養成するために、みだしの**法定研修**を開催することといた しましたので、この機会にぜひ関係者が受講されますよう、ご案内申しあげます。

※ 常時 50 人以上とは、正社員だけで 50 人ということではなく、日雇い労働者、 パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数 が 50 人以上ということになります。

#### 1. 講習日程 (カリキュラム裏面参照)

			月 日	時 間
学	□ 科	1日目	<b>令和</b> 2年10月22日(木)	13:30~16:40
7	- 1 <del>11</del>	2日目	<b>令和</b> 2 年 10 月 23 日 (金)	9:30~17:00

 2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6 階・601 号室 大阪市城東区鴫野西2丁目11番2号 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部 電話 06-6965-4035

- ※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は公共の交通機関をご利用のうえ、お越しく ださい。
- 3. 受 講 料 · 陸災防会員 無 料 · 非 会 員 10,000円(税込)
- 4. 受講対象者 安全管理者の職務に就く者
- **5. 修 了 証** この研修を受講された方には「**修了証」を交付**いたします。

### 6. 研修カリキュラム

- 第1日 (1) 安全管理の役割等
  - (2) 安全管理の進め方
- 第2日 (1) 労働安全衛生マネジメントシステム
  - (2) 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
  - (3)機械設備・作業方法の安全化
  - (4) 安全教育
  - (5) 災害調査と再発防止対策
  - (6) 関係法令
  - (7) 小テスト (研修効果の確認)
- 7. 共催 一般社団法人大阪府トラック協会
- 8. 申込み要領
  - **定員50名**(定員に達し次第、締切らせていただきます。)
  - 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入いただき、10月8日(木) までに当支部あてに FAX (06-6965-1903) でお申込みください。
  - 受講票は発行致しません。直接会場へお越しください。
- 9. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

この研修は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた研修時間を満たさなければ、研修を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

------

### 安全管理者選任時研修受講申込書

担当者	

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	役 職 名	分 会 名 (支 部 名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡差し上げます。

### 陸災防通報

会 員 各 位

陸災防大第21号 令和2年8月

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部長 中 原 毅

### 「腰痛予防セミナー」開催のご案内 ~衛生管理者·安全衛生推進者能力向上講習会~

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり、誠に有難うございます。

さて、業務上疾病発生状況の負傷に起因する疾病では、腰痛のしめる割合が最も高く、職業別では運輸交通業がワースト1です。最近の研究から、ストレスの高い人ほど腰痛になり易いことがわかってきました。したがって、身体の機能アップに加えて、ストレスをコントロールすることが大事です。

今回、これまでの知見や調査から腰痛予防の対策について説明します。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

記

- 1. 日 時 令和2年10月6日(火) 14:00~16:30
- 2.場所 大阪府トラック総合会館 研修センター6 階・601 号室 大阪市城東区鴫野西2丁目11番2号 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部 電話 06-6965-4035
  - ※ 会場の駐車設備は狭小ですので、「マイカー」以外の交通機関をご利用のうえ、 お越しください。
- 3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会 独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

### 4. テーマ 「運輸業における包括的腰痛予防対策」

関西労災病院 治療就労両立支援センター 主任理学療法士

高野 賢一郎 氏

#### 「運送業務で働く人のための腰痛予防のポイントと対策の進め方」

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全·衛生管理士 島田 弘和 氏

- 5. 受講料 無 料
- 6. 申し込み方法

事業者名

- 定員50名(定員に達し次第、締切らさせていただきます。)
- ▼記「申込書」にご記入していただき、9月25日(金)までに当支部あて FAX(06-6965-1903)でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

### 「腰痛予防セミナー」申込書

電話番号

<u>担</u>	当 者					
	氏	名	役	職	名	支 部 名
	(ふりがな)					
	(ふりがな)					

※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時 ご連絡差し上げます。

### 陸災防通報

各位

陸災防大第25号 令和2年9月

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部長 中 原 毅

### 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会の開催について(ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり、誠に有難うございます。 さて、大阪府下における労働災害は、大阪労働局を中心に各災防団体等が協力して、 ゼロ災・大阪「リスク "ゼロ" 大阪推進運動」を展開するなど、懸命の取り組みをおこ なったにもかかわらす、依然として「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」 「はさまれ巻き込まれ」など在来型の労働災害が後を絶たない状況にあります。

特に車両系荷役運搬機械(フォークリフト、貨物自動車)による**「墜落・転落」「荷崩れ」「不適切な運転操作」**など在来型といわれる労働災害が数多く発生しております。

当支部では、労働災害を未然に防止するため車両系荷役運搬機械等の作業指揮者ならびに積卸し作業指揮者に対して、労働安全衛生規則第 151 条の 4(作業指揮者) 及び第 151 条の 70 (積卸し) の規定に基づく講習会を下記により開催することといたしました。

つきましては、みなさまにおかれましては、日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講につきまして特段のご配意を賜わりますよう、よろしくお願い申しあげます。

記

1. **日 時** 1日目:令和2年11月26日(木) 9:00~17:30 2日目:令和2年11月27日(金) 9:00~12:20

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室 大阪市城東区鴫野西2丁目11番2号 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部

電 話 06-6965-4035

- ※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用 のうえ、お越しください。
  - 3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
  - 4. 講習内容
    - (1) 「荷役運搬作業と作業指揮者の職務等」

- (2) 「荷役運搬機械等による作業」
- (3) 「人力による積卸し作業」
- (4) 「災害事例等」
- (5) 「関係法令」 講 師…安全安心株式会社 代表取締役社長 中川 潔 氏
- **5. 受講料** 陸災防会員 無 料
  - ·非 会 員 **15,000** 円 (税込)
- 6. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、 法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。

なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担 の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. 申し込み方法

事業者名

- ●**定員 50 名**(定員に達し次第、締切らせていただきます。)
- ●下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入の上、11 **月** 12 **日**(木) までに当支部あてに FAX (06-6965-1903) でお申込みください。
- ●受講票は発行いたしません。直接会場へお越しください。

### 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会 受講申込書

下記のとおり受講	申込みをいたし	ます。	担当者名		
氏	名	役	職	名	分会名 (支部名)
(ふりがな)					
(ふりがな)					

電話番号

- ※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合に おいては、随時ご連絡差し上げます。
- ※ 講習会当日は、マスク着用でお願い致します。また、状況においては、受付時に検温等を行うことがございますので、ご了承頂きます様、宜しくお願い致します。

### 陸災防通報

陸災防大第27号 令和2年9月

 各
 位

 【厚生労働省補助事業】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部長 中 原 毅

### 荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は**荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)**の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に**「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」**を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。本年度は、この荷役ガイドライン周知を目的とした講習会を下記日程により行います。

この講習会は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォーク リフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。 荷主等 の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。講習会の空き状況は陸災防本部のホームページ によりご確認いただけます。

### 講習会の主な内容

- 1 開催日時 令和2年11月6日(金) 13:30~16:30
- 2 開催場所 大阪府トラック総合会館(住所:大阪市城東区鴫野西2-11-2)
- 3 講習会の内容
  - (1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について(大阪運輸支局担当官)
  - (2) 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割(大阪労働局担当官)
  - (3) 荷役作業安全ガイドライン(陸災防安全管理士)
  - (4) 質疑応答、アンケート記入
- 4 定員 50名(先着順です。尚、定員に達し次第締切りとさせて 頂きます。)
- Q<sub>2</sub>3

- 5 参加費及びテキスト代 無料
- 6 参加申込み

参加申込は、裏面の参加申込書にご記入し、**陸災防大阪府支部までファックスでお申し込みください(お問い合わせ先:電話** 06-6965-4035)。なお、受講票等は送付いたしません。

7 受講したことを証する書面 本講習会を受講された方には、**受講したことを証する書面**をお渡しします。

### 陸災防大阪府支部 FAX 06-6965-1903

### 荷役作業安全ガイドライン講習会参加申込書

参加者氏名			
事 業 場 名		(業種:	)
住 所 電 話 番 号 ご担当者氏名	⊤ TEL	ご担当者	

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外は使用いたしません。

- ※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡差し上げます。
- ※ 講習会当日は、マスク着用でお願い致します。 また、状況においては、受付時に検温等を行うことがございますので、ご了承頂きますよう、 宜しくお願い致します。

### 陸災防通報

会 員 各 位

陸災防大第30号 令和2年9月

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部長 中 原 毅

### 「コロナに負けないメンタルヘルスセミナー」開催のご案内 ~ 衛生管理者·安全衛生推進者能力向上講習会 ~

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年は、年明けから大変な年になりました。新型コロナウイルスの流行により、世界中の 人々の生活が一変。過去に経験したことの無い状況となっています。

緊急事態宣言が出され、外出せず家にいることを要請され、買物はネット購入が増え、貨物運送の需要は増加しています。旅行・宿泊・飲食業等のように業績に大打撃を受け存続が危ぶまれているところもあることを考えれば、業界全体としてはまだ打撃が少ないほうとも言えます。

しかし、現場を担う運転手の労働環境は、厳しさを増しています。人手不足や仕事量の増大だけではなく、新型コロナの影響で、マスク着用や消毒の徹底などの感染対策も強く要求されるなど、配達先との対応も難しさを増しています。感染対策として、公園やコンビニのトイレが利用できなくなったりするような労働環境の悪化も起きています。

新型コロナの影響は、まだまだ続くことでしょう。労働者のストレスは限りなく増大していくものと 思われます。

本研修の目的は、労働者の健康管理を担う衛生管理者・安全衛生推進者の方に、メンタルヘルス対策について、情報を提供し、メンタルヘルス不調者を出さない元気な職場作りをしていただくことを目的としています。

肩こり、頭痛、腰痛、睡眠の問題など、メンタル不調の初期に現れる症状やセルフケア法を学んで頂き、 元気な職場作りの参考にしていただければと思います。

皆様のご参加をお待ちしています。

- 1. 日 時 令和2年11月17日(火) 14:00~16:30
- 2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室 大阪市城東区鴫野西2丁目11番2号 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部 電話 06-6965-4035
  - ※ 会場の駐車設備は狭小ですので、「マイカー」以外の交通機関をご利用のうえ、 お越しください。

- 3. 共催 一般社団法人大阪府トラック協会 独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター
- 4. テーマ (1) 「**コロナに負けないメンタルヘルスについて**」

講師大田晶子先生(大阪産業保健総合支援センター相談員)

(2) 「陸運事業者のためのメンタルヘルス対策について」

講 師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全·衛生管理士 島田 弘和 氏

- 5. 受講料 無 料
- 6. 申し込み方法
  - ●定員 50 名(定員に達し次第、締切らさせていただきます。)
  - ●申込書に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、11月4日(水)までに当支部あて FAX(06-6965-1903)でお申し込みください。

### コロナに負けないメンタルヘルスセミナー 申込書

事業者名	電話番号
担当者名	

氏	名	役	職	名	分会名(支部名)
(ふりがな)					
(ふりがな)					

- ※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時 ご連絡差し上げます。
- ※ 講習会当日は、マスク着用でお願い致します。

また、状況においては、受付時に検温等を行うことがございますので、ご了承頂きますよう、宜しくお願 い致します。